

令和7年江南市議会12月定例会議案目録

令和7年11月27日

議案第97号	人権擁護委員の推薦について	P	3
議案第98号	江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	P	7
議案第99号	江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	P	18
議案第100号	江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	P	31
議案第101号	江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	P	34
議案第102号	江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	P	37
議案第103号	江南市都市公園条例の一部改正について	P	47
議案第104号	江南市道路占用料条例の一部改正について	P	51
議案第105号	江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について	P	66
議案第106号	江南市準用河川占用料条例の一部改正について	P	71
議案第107号	江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	76
議案第108号	江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	81
議案第109号	江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	P	84

議案第 1 1 0 号	江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の変更について	P	87
議案第 1 1 1 号	江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更について	P	89
議案第 1 1 2 号	江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について	P	92
議案第 1 1 3 号	損害賠償の額を定めることについて	P	104
議案第 1 1 4 号	令和 7 年度江南市一般会計補正予算（第 6 号）	P	105
議案第 1 1 5 号	令和 7 年度江南市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	P	183
議案第 1 1 6 号	令和 7 年度江南市水道事業会計補正予算（第 4 号）	P	205
議案第 1 1 7 号	令和 7 年度江南市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	P	231

令和7年議案第97号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

記

住 所

氏 名 柴田 広美

生年月日

提案理由

この案を提出するのは、人権擁護委員 柴田広美氏が令和8年3月31日任期満了するので、後任の者を推薦する必要があるからであります。

柴 田 広 美 履 歴

住 所

生年月日

学 歴

職 歴

(参 考)

人 権 擁 護 委 員 名 簿

(令和7年11月1日現在)

住 所	氏 名	生 年 月 日	任 期
	柴田 広美		自令和 5年 4月 1日 至令和 8年 3月31日
	大池 健弘		自令和 5年10月 1日 至令和 8年 9月30日
	高田 愛子		自令和 6年 4月 1日 至令和 9年 3月31日
	仙田 桂		自令和 6年10月 1日 至令和 9年 9月30日
	佐口多寿枝		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	武馬 健之		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	河原 佳子		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	伊藤 早苗		自令和 7年 4月 1日 至令和10年 3月31日
	沢田富美夫		自令和 7年10月 1日 至令和10年 9月30日

(参 考)

人権擁護委員法（抜粋）

（委員の使命）

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする。

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 （略）

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4及び5 （略）

6 人権擁護委員の推薦及び委嘱に当つては、すべての国民は、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第7条第1項第4号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。

7及び8 （略）

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

令和7年議案第98号

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

江南市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。

（2）乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。

（3）幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者をいう。

（4）保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

（5）乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

（最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める最低基準（次項及び次条において「最低基準」という。）

は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等

通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

7 乳児等通園支援事業者並びにその職員及び管理者は、江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及

び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な

調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業所を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業所に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。以下同じ。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児に利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号

		<p>に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であつて、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
 - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
- (準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年議案第99号

江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

江南市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

なければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者並びにその職員及び管理者は、江南市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないものでなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる支給対象小学校就学前子どもの区分ごとに、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 満1歳未満の支給対象小学校就学前子ども
- (2) 満1歳以上の支給対象小学校就学前子ども

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の提供の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）及

び特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。）との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（3）食事の提供に要する費用

（4）特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（5）前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付

しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。)の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該乳児等支援給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報

通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とある

のは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年議案第100号

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正に伴い、江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額を引き上げる必要があるからであります。

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条 江南市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額と316,250円に3分の2を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第5条 江南市は、候補者(第3条の届出をした者に限る。)が同条第2号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額と316,250円に3分の2を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。))を超える場合には、当該算定した金額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

令和7年議案第101号

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部改正について

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正
に伴い、江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成に要する経費に係
る公費負担の限度額を引き上げる必要があるからであります。

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例
（平成19年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあつては、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た額とする。</p>

令和7年議案第102号

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化により住登外者宛名番号管理機能が標準仕様として定められたことに伴い、個人番号を利用することができる事務に住登外者の情報の管理に関する事務を加える等のため、改正する必要があるからであります。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項の次に次のように加える。

7の2 市長	時間外保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同じ。）の費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7の3 市長	食事の提供（子ども・子育て支援法第59条第3号ロに規定する食事の提供をいう。以下同じ。）に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第1の25の項を次のように改める。

25 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号を付し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第1に次のように加える。

28 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第2の7の項の次に次のように加える。

7の2 市長	時間外保育の費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7の3 市長	食事の提供に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則

		で定めるもの
--	--	--------

別表第2の46の項中「(平成24年法律第65号)による」を「による妊婦のための支援給付、」に、「若しくは子育て」を「、子育て」に、「の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施」を「又は乳児等のための支援給付の支給」に改め、「特別児童扶養手当関係情報」の次に「、母子保健法による妊娠の届出に関する情報」を加え、同表に次のように加える。

47 市長	法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)及び別表第1の各項(25の項から28の項までを除く。)の右欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名関係情報」という。)であって規則で定めるもの
48 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であって規則で定めるもの
49 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。)並びに別表第1の26の項及び27の項の右欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
50 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であって規則で定めるもの

別表3に次のように加える。

7 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事	教育委員会	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの
------	--------------------------------	-------	------------------------

	務であって規則で定めるもの		
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の7の項の次に次のように加える改正規定、別表第2の7の項の次に次のように加える改正規定及び同表の46の項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧												
(個人番号の利用範囲)													
<p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p> <p>2 (略)</p>													
別表第1(第4条関係)	別表第1(第4条関係)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項～7の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>7の2 市長</td> <td>時間外保育(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同</td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1の項～7の項	(略)	7の2 市長	時間外保育(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">執行機関</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1の項～7の項</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	1の項～7の項	(略)		
執行機関	事務												
1の項～7の項	(略)												
7の2 市長	時間外保育(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第2号に規定する時間外保育をいう。以下同												
執行機関	事務												
1の項～7の項	(略)												

新			旧		
		じ。)の費用の助成に関する 事務であって規則で定める もの			
7の3	市長	食事の提供(子ども・子育て 支援法第59条第3号ロに規 定する食事の提供をいう。 以下同じ。)に要する費用の 助成に関する事務であって 規則で定めるもの			
8の項～24の項 (略)			8の項～24の項 (略)		
25	市長	住登外者宛名番号管理機能 (住登外者(市の住民基本台 帳に記録されていない者を いう。以下同じ。)を一意に 特定するための住登外者宛 名番号を付し、管理するも のをいう。以下同じ。)によ る住登外者の情報の管理に 関する事務であって規則で 定めるもの	25	削除	
26の項及び27の項 (略)			26の項及び27の項 (略)		
28	教育委 員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの			
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1の項～7の項 (略)			1の項～7の項 (略)		
7の2	市長	時間外保育 の費用の助 報、地方税関係情			

新			旧		
	成に関する 事務であつ て規則で定 めるもの	報、中国残留邦人 等支援給付等関係 情報又は法定外生 活保護関係情報で あつて規則で定め るもの			
7の3 市 長	食事の提供 に要する費 用の助成に 関する事務 であつて規 則で定める もの	生活保護関係情 報、地方税関係情 報、中国残留邦人 等支援給付等関係 情報又は法定外生 活保護関係情報で あつて規則で定め るもの			
8の項～45の項 (略)			8の項～45の項 (略)		
46 市長	子ども・子 育て支援法 による妊婦 のための支 援給付、子 どものため の教育・保 育給付、子 育てのため の施設等利 用給付又は 乳児等のた めの支援給 付の支給に 関する事務	児童福祉法による 障害児通所支援若 しくは母子生活支 援施設における保 護の実施に関する 情報、障害者関係 情報、生活保護関 係情報、地方税関 係情報、児童扶養 手当関係情報、母 子及び父子並びに 寡婦福祉法による 母子家庭自立支援 給付金の支給に関 する情報、特別児	46 市長	子ども・子 育て支援法 (平成24年 法律第65 号)による 子どものた めの教育・ 保育給付若 しくは子育 てのための 施設等利用 給付の支給 又は地域子 ども・子育 て支援事業	児童福祉法による 障害児通所支援若 しくは母子生活支 援施設における保 護の実施に関する 情報、障害者関係 情報、生活保護関 係情報、地方税関 係情報、児童扶養 手当関係情報、母 子及び父子並びに 寡婦福祉法による 母子家庭自立支援 給付金の支給に関 する情報、特別児

新		旧	
	<p>であって規則で定めるもの</p>	<p>童扶養手当関係情報、<u>母子保健法による妊娠の届出に関する情報</u>、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>の<u>実施</u>に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は法定外生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
47	<p><u>市長</u></p>	<p>法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）及び別表第1の各項(25の項から28の項までを除く。)の右欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの</p>	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
48	<p><u>市長</u></p>	<p>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理</p>	<p>前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であって規則で定めるもの</p>

新				旧			
		に関する事務であつて規則で定めるもの					
49 教育委員会	法別表の各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）並びに別表第1の26の項及び27の項の右欄に掲げる事務のうち規則で定めるもの	住登外者宛名関係情報であつて規則で定めるもの					
50 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	前項の中欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報であつて規則で定めるもの					
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)			
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1の項～6の項		(略)		1の項～6の項		(略)	

新			旧
7 市長	住登外者 宛名番号 管理機能 による住 登外者の 情報の管 理に關す る事務で あつて規 則で定め るもの	教育委員 会	住登外者 宛名關係 情報であ つて規則 で定める もの
8 教育 委員会	住登外者 宛名番号 管理機能 による住 登外者の 情報の管 理に關す る事務で あつて規 則で定め るもの	市長	住登外者 宛名關係 情報であ つて規則 で定める もの

令和7年議案第103号

江南市都市公園条例の一部改正について

江南市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、草井公園の供用を開始する等のため、改正する必要があるからであります。

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

江南市都市公園条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

草井公園	江南市草井町千代見75番地
------	---------------

別表第4中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「

85

「

88

」を

」に、「1,700」を「1,800」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市都市公園条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新		旧			
(都市公園の設置等)					
第2条 都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。					
2 (略)					
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)			
都市公園		都市公園			
名称	位置	名称	位置		
木賀公園の項～布袋下山公園の項 (略)		木賀公園の項～布袋下山公園の項 (略)			
<u>草井公園</u>	<u>江南市草井町千代見75番</u> <u>地</u>				
(使用料)					
第10条 次の各号に掲げる許可(次項及び第7項において「許可」という。)を受けた者からは、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収する。					
(1) (略)					
(2) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第4に定める額					
2及び3 (略)					
4 前項の規定にかかわらず、使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表第4に定める額に、当該使用の期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。					
5～7 (略)					
別表第4(第10条関係)		別表第4(第10条関係)			
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
第2種電柱の項及び第3種電柱の項 (略)			第2種電柱の項及び第3種電柱の項 (略)		
第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>

新			旧		
第2種電話柱の項及び第3種電話柱の項 (略)			第2種電話柱の項及び第3種電話柱の項 (略)		
その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
共架電線その他上空に設ける線類の項 (略)			共架電線その他上空に設ける線類の項 (略)		
変圧塔その他 これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>	変圧塔その他 これらに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
公園施設の設置の項 (略)			公園施設の設置の項 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

令和7年議案第104号

江南市道路占用料条例の一部改正について

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた道路占用料の額に改定するため、改正する必要があるからであります。

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市道路占用料条例（昭和46年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の項中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「	「		
<table border="1"><tr><td>85</td></tr></table>	85	<table border="1"><tr><td>88</td></tr></table>	88
85			
88			

」を」に、「830」を「860」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に、「720」を「740」に、「2,400」を「2,200」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項中

「	「				
<table border="1"><tr><td>36</td></tr><tr><td>51</td></tr></table>	36	51	<table border="1"><tr><td>37</td></tr><tr><td>53</td></tr></table>	37	53
36					
51					
37					
53					

」を」に、「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項中「17」を「18」に、「850」を「880」に、「510」を「530」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の項中「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の項中「0.005」を「0.004」に、「0.008」を「0.006」に、「0.01」を「0.007」に、「1,200」を「1,100」に、「710」を「660」に、「1,700」を「1,800」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中

「	「				
<table border="1"><tr><td>24</td></tr><tr><td>240</td></tr></table>	24	240	<table border="1"><tr><td>22</td></tr><tr><td>220</td></tr></table>	22	220
24					
240					
22					
220					

」を」に改め、同表令第7条第1号に掲げる物件の項中「240」を「220」に、「2,400」を「2,200」に、

「	「		
<table border="1"><tr><td>24</td></tr></table>	24	<table border="1"><tr><td>22</td></tr></table>	22
24			
22			

」を ）」に、「1, 200」を「1, 100」に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「1, 700」を「1, 800」に改め、同表令第7条第3号に掲げる施設の項中「0. 033」を「0. 031」に改め、同表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の項中「240」を「220」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「170」を「180」に改め、同表令第7条第8号に掲げる施設の項中「0. 014」を「0. 009」に、「0. 023」を「0. 017」に、「0. 005」を「0. 004」に、「0. 008」を「0. 006」に、「0. 01を」を「0. 007を」に、「0. 033」を「0. 025」に改め、同表令第7条第9号に掲げる施設の項中「0. 014」を「0. 012」に、「0. 01を」を「0. 009を」に改め、同表令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0. 023」を「0. 022」に、「0. 01」を「0. 009」に改め、同表令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項中「0. 014」を「0. 012」に、「0. 023」を「0. 022」に、「0. 033」を「0. 031」に改め、同表令第7条第12号に掲げる器具の項中「0. 033」を「0. 025」に改め、同表令第7条第13号に掲げる施設の項中「0. 014」を「0. 012」に、「0. 023」を「0. 022」に、「0. 033」を「0. 031」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新			
(占用料の額)			
第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額とする。別表によりがたいものについては、その都度市長が定める。			
(占用料の徴収方法)			
第4条 占用料は、道路占用者に対し、占用許可書を交付するときに、次の各号の区分により徴収する。			
(1) (略)			
(2) 占用期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、月をもって定めたもので1月に満たないものについては1月として計算した額を徴収する。また、日をもって定めたものについては占用日数に別表占用料を乗じて得た額を徴収する。			
2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料は、別表占用料に定める額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。			
別表(第3条、第4条関係)			
占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>
	第2種電柱及び第3種電柱 (略)		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>
	第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 (略)		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>
	変圧塔その他これに類するも	1個1年につき	<u>1,800</u>

新			
	の及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検	地下に設けるもの (略)
		その他のもの	長さ1メートル1年につき <u>18</u>

新					
		知の対象として設置する導線その他の線類		つき	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 (略)			
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>880</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>530</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,800</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,800</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,100</u>
		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		<u>660</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,800</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき		<u>22</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル		<u>220</u>

新				
			トル1月につき	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メー トル1月につき	<u>220</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,200</u>
	標識 (略)			
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本1日につき	<u>22</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>
	幕(令第7条第4 号に掲げる工 事用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メー トル1日につき	<u>22</u>
		その他のもの	その面積1平方メー トル1月につき	<u>220</u>
	アーチ	車道を横断す るもの	1基1月につき	<u>2,200</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,800</u>
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗 じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メー トル1月につき	<u>220</u>	
令第7条第6号に掲げる物件		占用面積1平方メー	<u>180</u>	

新				
掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		トル1月につき		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	

新			
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
備考 (略)			

旧

(占用料の額)

第3条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額とする。別表によりがたいものについては、その都度市長が定める。

(占用料の徴収方法)

第4条 占用料は、道路占用者に対し、占用許可書を交付するときに、次の各号の区分により徴収する。

(1) (略)

(2) 占用期間が1年に満たないものについては、月割をもって計算し、月をもって定めたもので1月に満たないものについては1月として計算した額を徴収する。また、日をもって定めたものについては占用日数に別表占用料を乗じて得た額を徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1月未満のものについての占用料は、別表占用料に定める額に、当該占用期間に相当する期間を同表占用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。

別表(第3条、第4条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱及び第3種電柱 (略)		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 (略)		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	変圧塔その他これに類するも	1個1年につき	<u>1,700</u>

旧			
	の及び公衆電話所		
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検	地下に設けるもの (略)
		その他のもの	長さ1メートル1年につき <u>17</u>

旧					
		知の対象として設置する導線その他の線類		つき	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 (略)			
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>850</u>
		地下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>510</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,700</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,700</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
		上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,200</u>
		地下に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき		<u>710</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき		<u>1,700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1日につき		<u>240</u>

旧				
			トル1月につき	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチで あるものを除 く。)	一時的に設け るもの	表示面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メー トル1年につき	<u>2,400</u>
	標識 (略)			
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕(令第7条第4 号に掲げる工 事用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平方メー トル1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断す るもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
	令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メー トル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施設		占用面積1平方メー トル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗 じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メー トル1月につき	<u>240</u>	
令第7条第6号に掲げる物件		占用面積1平方メー	<u>170</u>	

旧				
掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		トル1月につき		
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	

旧			
令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
備考 (略)			

令和7年議案第105号

江南市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた公共用物使用料の額に改定するため、改正する必要があるからであります。

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市公共用物の管理に関する条例（昭和４７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線その他これらに類するものの項中「９５０」を「９９０」に、「８５０」を「８８０」に、

「

８５

」を「

８８

」

」を「

８８

」に、「１，７００」を「１，８００」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中

「

３６
５１

」を「

３７
５３

」

」に、「７７」を「７９」に、「１００」を「１１０」に、「１５０」を「１６０」に、「２００」を「２１０」に、「３６０」を「３７０」に、「５１０」を「５３０」に、「１，０００」を「１，１００」に改め、同表看板の項中「２，４００」を「２，２００」に改め、同表その他のものの項中「０．０４６４」を「０．０４４１」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

(参 考)

江南市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				旧			
(使用料)							
第7条 (略)							
2 使用料の額は、会計年度ごとに当該会計年度内において許可を受けた使用の期間又は数量に応じて、別表に定めるところに従って計算して得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。							
3 前項の規定にかかわらず、使用期間が1か月未満のものについての使用料は、別表使用料に定める額に、当該使用期間に相当する期間を同表使用料の単位に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)とする。							
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
使用物件の種類	区分	単位	使用料	使用物件の種類	区分	単位	使用料
電柱、電線その他	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	電柱、電線その他	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
これらに類するもの	第2種電柱及び第3種電柱 (略)			これらに類するもの	第2種電柱及び第3種電柱 (略)		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>	の	第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)				第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線類 (略)				共架電線その他上空に設ける線類 (略)		
	その他のもの	使用面積 1平方メートル 1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	使用面積 1平方メートル 1年につき	<u>1,700</u>

新				旧			
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が長さ1メートル1年につき	0.07メートル未満のもの	<u>37</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が長さ1メートル1年につき	0.07メートル未満のもの	<u>36</u>
	外径が長さ1メートル1年につき	0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>53</u>		外径が長さ1メートル1年につき	0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>51</u>
	外径が長さ1メートル1年につき	0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>79</u>		外径が長さ1メートル1年につき	0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>77</u>
	外径が長さ1メートル1年につき	0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>110</u>		外径が長さ1メートル1年につき	0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>100</u>
	外径が長さ1メートル1年につき	0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>160</u>		外径が長さ1メートル1年につき	0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>150</u>
	外径が長さ1メートル1年につき	0.3メートル未満のもの	<u>210</u>		外径が長さ1メートル1年につき	0.3メートル未満のもの	<u>200</u>

新				旧			
	トル以上 0.4メー トル未満 のもの	年につき			トル以上 0.4メー トル未満 のもの	年につき	
	外径が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>370</u>		外径が 0.4メー トル以上 0.7メー トル未満 のもの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>360</u>
	外径が 0.7メー トル以上 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>530</u>		外径が 0.7メー トル以上 1メート ル未満の もの	長さ1メ ートル1 年につき	<u>510</u>
	外径が1 メートル 以上のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>1,100</u>		外径が1 メートル 以上のも の	長さ1メ ートル1 年につき	<u>1,000</u>
看板		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2,200</u>	看板		表示面積 1平方メ ートル1 年につき	<u>2,400</u>
その他の もの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.0441</u> を乗じて 得た額	その他の もの		使用面積 1平方メ ートル1 年につき	Aに <u>0.0464</u> を乗じて 得た額
備考	(略)			備考	(略)		

令和7年議案第106号

江南市準用河川占用料条例の一部改正について

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、前回の改定からの地価水準の変動等を反映させた準用河川
占用料の額に改定するため、改正する必要があるからであります。

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例（案）

江南市準用河川占用料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線その他これらに類するものの項中「950」を「990」に、「850」を「880」に、

「

85

」を「

88

」に、

「1,700」を「1,800」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中

「

36
51

」を「

37
53

」に、

「77」を「79」に、「100」を「110」に、「150」を「160」に、「200」を「210」に、「360」を「370」に、「510」を「530」に、「1,000」を「1,100」に改め、同表看板の項中「2,400」を「2,200」に改め、同表その他のものの項中「0.0464」を「0.0441」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市準用河川占用料条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新				旧			
(占用料の徴収)							
第2条 (略)							
2 占用料の額は、別表に定めるところによる。							
3 (略)							
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
電柱、電線その他	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	電柱、電線その他	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
これらに類するもの	第2種電柱及び第3種電柱 (略)			これらに類するもの	第2種電柱及び第3種電柱 (略)		
	第1種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>		第1種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)				第2種電話柱及び第3種電話柱 (略)		
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
	共架電線その他上空に設ける線類 (略)				共架電線その他上空に設ける線類 (略)		
	その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	占用面積 1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
水管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	水管、下水道管、ガス管その他これらに類す	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が	長さ1メ	<u>53</u>		外径が	長さ1メ	<u>51</u>

新			旧				
るもの	0.07メートル以上 0.1メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき		るもの	0.07メートル以上 0.1メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満 のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>
	外径が	長さ1メートル	<u>370</u>		外径が	長さ1メートル	<u>360</u>

新				旧			
	0.4メートル以上	1メートル	年につき		0.4メートル以上	1メートル	年につき
	0.7メートル未満のもの				0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上	長さ1メートル	年につき		外径が0.7メートル以上	長さ1メートル	年につき
	1メートル未満のもの				1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	年につき		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル	年につき
看板		表示面積	年につき	看板		表示面積	年につき
		1平方メートル				1平方メートル	
その他のもの		占用面積	年につき	その他のもの		占用面積	年につき
		1平方メートル				1平方メートル	
		Aに0.0441	を得た額			Aに0.0464	を得た額
備考	(略)			備考	(略)		

令和7年議案第107号

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が」を削り、「より」の次に「、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第28条第7号及び第43条第8号中「次のアからクまでに」を「次に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、<u>家庭的保育事業等</u>を利用している乳児又は幼児(以下「<u>利用乳幼児</u>」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、<u>利用乳幼児</u>に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)</u>(以下この項において「<u>健康診断等</u>」という。)が行われた場合であつて、<u>当該</u></p>	<p>(最低基準の目的等)</p> <p>第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、<u>家庭的保育事業等</u>を利用している乳児又は幼児(以下「<u>利用乳幼児</u>」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、<u>利用乳幼児</u>に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の<u>利用開始前の健康診断</u>が行われた場合であつて、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利</u></p>

新	旧				
<p><u>健康診断等</u>がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。</p>	<p><u>用開始時の健康診断の全部又は一部を行わない</u>ことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="218 714 501 1003"> <u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u> </td> <td data-bbox="502 714 790 1003"> <u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="218 1005 501 1288"> <u>乳幼児に対する健康診査</u> </td> <td data-bbox="502 1005 790 1288"> <u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u> </td> </tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
<p>3及び4 (略) (設備の基準) 第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件に該当する</u>ものであること。 ア～ク (略)</p>	<p>3及び4 (略) (設備の基準) 第28条 同左 (1)～(6) (略) (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のアからクまでに掲げる要件に該当する</u>ものであること。 ア～ク (略)</p>				

新	旧
<p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第43条 事業所内保育事業(利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア～ク (略)</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の設備の基準)</p> <p>第43条 同左</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は<u>次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>ア～ク (略)</p>

令和7年議案第108号

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(参 考)

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 同左</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

令和7年議案第109号

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

提案理由

この案を提出するのは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

令和7年議案第110号

江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の変更について

令和6年江南市議会12月定例会において原案可決された議案第80号「江南市防災行政無線（同報系）更新工事請負契約の締結について」中、契約金額を下記のとおり減額するので、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

記

1	変更前契約金額	金	440,121,000円
2	変更金額の減額	金	5,628,700円
3	変更後契約金額	金	434,492,300円

提案理由

この案を提出するのは、防災行政無線の機器構成の変更により、契約金額を変更する必要があるからであります。



仮 変 更 契 約 書

- 1 工 事 名 江南市防災行政無線(同報系)更新工事
- 2 工 事 場 所 江南市全域
- 3 工 期 原 工 期 自 令和6年12月19日
至 令和8年3月17日
変 更 工 期 自 令和 年 月 日
変 更 な し 至 令和 年 月 日

4 変更による契約金額 金5,628,700 円 減額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金511,700 円 減額

上記の工事について、発注者江南市と受注者and株式会社名古屋支店との間に別添条項により変更請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、変更契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管する。

なお、この変更契約書に定めるものを除き、令和6年12月18日付けの契約書による。

この変更契約書は議会の議決を得た後、効力を生ずるものとする。

令和7年10月30日

発注者 江南市
市長

澤田 和延

受注者

愛知県名古屋市中東区善流1丁目1013番地
and 株式会社名古屋支店
支店長 大澤 徳和

令和7年議案第111号

江南市中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定の期間の変更について

令和2年江南市議会12月定例会において原案可決された議案第94号「江南市老人福祉センター及び中央コミュニティ・センターに係る指定管理者の指定について」中、指定の期間を下記のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

記

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 変更前の指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 2 変更後の指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年7月31日まで |

提案理由

この案を提出するのは、新たに整備される施設が令和8年7月供用開始予定のため、現行の指定の期間を変更する必要があるからであります。

(参 考)

変 更 協 定 書 (案)

江南市と社会福祉法人江南市社会福祉協議会（以下「指定管理者」という。）は、令和3年1月7日付けで締結した協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

（指定期間等）

第1条 原協定書第2条中「令和8年3月31日まで」を「令和8年7月31日まで」に改め、次のただし書を加える。

ただし、令和8年度の会計年度は、令和8年4月1日から同年7月31日までとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

なお、本協定書に定めるものを除き、令和3年1月7日付けの協定書及び令和6年4月1日付けの変更協定書による。

令和 年 月 日

江南市
市 長 澤 田 和 延

江南市北野町川石25番地11
社会福祉法人 江南市社会福祉協議会
会 長 武 田 篤 司

(参 考)

江南市老人福祉センター及び江南市中央コミュニティ・センター指定管理料
支払額内訳表

令和3年度～令和8年度 指定管理料総額 161,455,245円

年 度	指 定 管 理 料	支 払 月
令和3年度	34,351,314円	4月 7月 10月 1月
令和4年度	37,304,632円	4月 7月 10月 1月
令和5年度	40,573,806円	4月 7月 10月 1月
令和6年度	18,199,493円	4月 7月 10月 1月
令和7年度	21,564,000円	4月 7月 10月 1月
令和8年度	9,462,000円	

令和7年議案第112号

江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

記

公の施設の名称	江南市高齢者生きがい活動センター
指定管理者	公益社団法人 江南市シルバー人材センター
指定の期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

提案理由

この案を提出するのは、江南市高齢者生きがい活動センターに係る指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからであります。

(参 考)

協 定 書 (案)

江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年条例第 2 号。以下「指定管理者の指定手続等に関する条例」という。)第 6 条の規定に基づき、江南市と指定管理者公益社団法人江南市シルバー人材センター(以下「指定管理者」という。)は、江南市高齢者生きがい活動センター(以下「施設」という。)の管理及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 江南市は、江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例(昭和 61 年条例第 33 号。以下「施設の設置及び管理に関する条例」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき、別紙「仕様書」に掲げる施設の管理及び運営に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定期間)

第 2 条 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

(管理の基準)

第 3 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、施設を最大限活用し、施設を利用する者(以下「利用者」という。)が平等に利用できるよう努めなければならない。

2 施設の開館時間及び休館日は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(業務の範囲)

第 4 条 業務の範囲は、施設の設置及び管理に関する条例等で定めるもののほか、別紙「仕様書」に定めるものとする。

(遵守事項)

第 5 条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

2 指定管理者は、善良なる管理者として注意をもって業務を処理し、施設の利用者に対して不当な差別的扱いをしてはならない。

(指定管理料)

第6条 江南市は、指定管理者に対して別紙「覚書」のとおり指定管理料を支払うものとする。

(事業報告)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を江南市に報告しなければならない。

- (1) 管理及び運営の実施状況及び利用状況
- (2) 管理及び運営に係る経費の収支状況
- (3) その他、江南市が必要とする事項

(事業状況の調査等)

第8条 江南市は、指定管理者の行う管理及び運営の適正を期するため必要と認める場合は、その状況について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(備品の貸与)

第9条 江南市は、管理及び運営に必要な備品を無償で貸し付けるものとする。

(管理及び運営の再委託)

第10条 指定管理者は、管理及び運営の全部を第三者に行わせてはならない。

- 2 指定管理者は、書面により江南市の承認を得たときは、管理及び運営の一部を第三者に行わせることができる。ただし、指定管理料において委託経費として算入されている業務は、江南市の承認を得たものとする。

(原形変更)

第11条 指定管理者は、江南市の施設の原形を変更してはならない。ただし、江南市の承認を受けたときは、この限りでない。

(事故報告)

第12条 指定管理者は、施設の管理及び運営にあたり、施設、設備及び備品の破損その他事故が発生したときは、ただちにその状況を江南市に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第13条 指定管理者は、施設の管理及び運営に関して指定管理者の責に帰すべき理由により、江南市又は第三者に損害を与えたときは、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、江南市が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。また、江南市が第三者に賠償した場合は、江南市は指定管理者に対してその賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費

用を求償することができるものとする。

(個人情報取扱い等)

第14条 指定管理者は、指定管理者の指定手続等に関する条例第12条の規定により、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(災害時の対応)

第15条 地震等の災害により市民への救援対策が必要となった場合は、施設の使用については江南市の指示に従わなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第16条 指定管理者は、この協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に江南市の承認を受けた場合は、この限りでない。

(指定の取消し等)

第17条 江南市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者が、この協定の条項に違反したとき。

(2) 第8条の指示に従わないとき。

(3) その他指定管理者による管理及び運営を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、江南市はその責めを負わない。

3 指定管理者は、第1項の規定により指定を取り消され、又は管理及び運営の全部若しくは一部の停止を命じられた場合において、当該取消し又は停止に係る部分に関し既に指定管理料が支払われているときは、江南市の指定する期日までに、江南市が定める金額を返還しなければならない。

4 不可抗力により管理及び運営の全部又は一部が実施できなくなった場合の費用負担については、江南市と指定管理者の協議の上、決定する。

(雑則)

第18条 この協定書に定めのない事項及び特別な事情により内容に変更の必要が生じたときは、江南市と指定管理者の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが

記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市
市長 澤田和延

江南市古知野町花霞74番地
公益社団法人 江南市シルバー人材センター
会長 石川幹男

(参 考)

覚 書 (案)

江南市と、指定管理者公益社団法人江南市シルバー人材センター（以下「指定管理者」という。）との間において、江南市高齢者生きがい活動センターの管理及び運営に関する協定書の締結に当たり、協定書第6条に定める令和 年度の指定管理料について、次のように覚書を締結する。

1. 指定管理料 金 円

2. 指定管理料の支払月及び支払金額

4月 円

7月 円

10月 円

1月 円

この覚書を証するため、本書を2通作成し、江南市、指定管理者それぞれが記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

江南市
市長 澤田和延

江南市古知野町花霞74番地
公益社団法人 江南市シルバー人材センター
会長 石川幹男

(参 考)

江南市高齢者生きがい活動センター指定管理者の仕様書（案）

江南市高齢者生きがい活動センター（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理及び運営に関する基本的な考え方

施設を管理及び運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 施設が高齢者に就業の機会を提供するとともに、健康の増進と地域社会との交流を図り、もって高齢者の生きがい活動を推進するという設置理念に基づき、管理及び運営を行うこと。
- (2) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理及び運営を行い、経費の節減に努めること。
- (4) 常に善良な管理者の注意をもって管理及び運営に努めること。
- (5) 個人情報保護に努めること。

3 施設の概要

ア 名称	江南市高齢者生きがい活動センター
イ 所在地	江南市古知野町花霞 74 番地
ウ 施設の規模	敷地面積 619.69 m ² 延床面積 604.36 m ² 1 階部分 332.61 m ² 2 階部分 271.75 m ²
エ 構造	鉄骨コンクリート造
オ 施設内容	
1 階	事務室、健康相談室、会議室、作業室 3、駐車場
2 階	和室、更衣室、集会室、作業室 1、作業室 2
共用部分	玄関、ホール、廊下、便所、湯沸室、倉庫、階段室
屋外部分	自転車置場

4 開館時間

- (1) 施設の開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時

間を変更することができる。

5 休館日

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日から同月 4 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (4) 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て前各項目の休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 法令等の遵守

施設の管理及び運営にあたっては、本仕様書の他、次の各項目に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年条例第 2 号）
- (3) 江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 17 年規則第 3 号）
- (4) 江南市高齢者生きがい活動センターの設置及び管理に関する条例（昭和 61 年条例第 33 号）
- (5) 江南市高齢者生きがい活動センターの管理及び運営に関する規則（昭和 61 年規則第 30 号）
- (6) 江南市情報公開条例（平成 15 年条例第 2 号）
- (7) 江南市情報公開条例施行規則（平成 15 年規則第 3 号）
- (8) 江南市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）
- (9) 労働関係法令
- (10) その他関係法令

8 個人情報の適正管理

- (1) 指定管理者は、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び棄損の防止、その他個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 指定管理者は、取扱目的に関し保有する必要がなくなった個人情報を、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (4) 指定管理者は、前各項目に定めるもののほか、江南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 12 条に規定する個人情報の適正な取扱

いの確保に努めなければならない。

- (5) 指定管理者は、前各項目による事務を処理させるため、個人情報保護に係る責任者を定めなければならない。

9 職員の配置等

- (1) 施設には、江南市と協議の上、職員を配置すること。
(2) 職員の勤務形態は、施設の管理及び運営に支障がないように定めること。
(3) 職員に対して、施設の管理及び運営に必要な研修を実施すること。

10 業務内容

- (1) 施設の利用許可等に関すること。
- ① 施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書により申し込むものとする。ただし、集会室等の施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書を利用しようとする日の3月前から前日までの間に提出させる。また、利用の許可をしたときは、申請者へ生きがい活動センター利用許可書を交付する。
 - ② 利用の許可を受けた者が、許可された事項を変更するときは、利用許可変更申請書を提出させる。また、利用変更の許可をしたときは、申請者へ生きがい活動センター利用変更許可書を交付する。
 - ③ 利用の取消しをしようとするときは、利用取消届に生きがい活動センター利用許可書又は利用変更許可書を添えて提出させる。
 - ④ 利用許可書及び利用変更許可書の交付を受けた者に、利用の際当該許可書の提示をさせる。
- (2) 施設の運営に関すること。
- ① 就業機会の提供に関すること。
 - ② 健康の保持のための相談、指導の実施に関すること。
 - ③ 高齢者と地域社会との交流に関すること。
 - ④ 施設の利用許可に関すること。
 - ⑤ その他、市長が必要と認める事業に関すること。
- (3) 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ① 施設維持管理用消耗品、事務用消耗品、清掃用消耗品の購入に関すること。
 - ② 燃料費、光熱水費の支払いに関すること。
 - ③ 通信費の支払いに関すること。
 - ④ 以下の設備等に関する保守管理に関すること。
非常通報装置、消防設備等、冷暖房設備、電気保安管理、清掃
 - ⑤ その他、施設の管理及び運営に関して、市長が必要と認める業務

11 管理経費等について

(1) 予算の執行

別に定める予算に基づいて、次のとおり執行すること。

- ① 管理費及び運営費は、当該年度の予算額以内で執行すること。
- ② 修繕費は、当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、1件100,000円を超える場合は、事前に江南市と協議し、原則として、江南市の予算で執行するものとする。なお、特別な事情があると認められる場合はこの限りではない。
- ③ 年間の運営は、予算科目の当該年度の予算額以内で執行すること。ただし、江南市との協議により科目間の流用ができるものとする。
- ④ 予算の執行にあたって不用額が生じた場合は、精算するものとする。

(2) 会計報告及び事業報告

毎年度終了後30日以内に、会計報告及び事業報告を行うこと。

(3) 経理事務

指定管理者は、経理規程等を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 実地調査

江南市は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を行うことができる。

12 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責めに帰すべき事由により、江南市又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 物品の管理等

- (1) 指定管理者が、指定管理料により物品を購入する場合は、その物品は江南市の所有に属するものとする。
- (2) 指定管理者は、江南市の所有に属する物品については、善良な管理者の注意をもって管理に努めること。また、物品のうち備品については、貸与備品整理簿を備えなければならない。
- (3) 指定管理者は、業務において使用する備品については、定期的に江南市の照合を受けなければならない。

14 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理及び運営に係る各種規程、要綱等を別に定める場合は、江南市と協議を行うこと。
- (3) その他、本仕様書に記載のない事項については、江南市と協議を行うこと。

- (4) 指定管理者は、施設の利用者満足度等を把握するため、利用者アンケートを適宜実施し、その結果を江南市に提出すること。
- (5) 指定期間開始後、指定管理者の業務の遂行状況や実績を確認するため、指定管理者の報告や江南市の実施する調査によりモニタリングを行う。また、毎年度終了後、事業報告書の内容、実施調査の結果等を踏まえ、指定管理者から提出された自己評価の内容を確認し、総括的な評価を行う。
- (6) 事業評価の結果、指定管理者の業務が協定書、仕様書等に定められた内容を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。

15 その他

- (1) 指定管理者は、指定期間終了時に次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引き継ぎを行うこと。
- (2) 事業の継続が困難となった場合の措置
 - ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、江南市は指定の取消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、江南市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
 - ② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合
不可抗力など江南市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。
一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置
江南市と指定管理者は、誠意を持って協議するものとする。

(参 考)

江南市高齢者生きがい活動センター指定管理料支払額内訳表

令和8年度～令和12年度 指定管理料総額 7,355,000円

年 度	指 定 管 理 料	支 払 月
令和8年度	1,471,000円	4月 7月 10月 1月
令和9年度	1,471,000円	4月 7月 10月 1月
令和10年度	1,471,000円	4月 7月 10月 1月
令和11年度	1,471,000円	4月 7月 10月 1月
令和12年度	1,471,000円	4月 7月 10月 1月

令和7年議案第113号

損害賠償の額を定めることについて

市において損害賠償義務が発生したので、その額を下記の通り定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

記

- 1 事件の概要 地方公共団体情報システムの標準化によるクラウド環境への移行に伴い、介護認定支援システムで使用する機器が不要になることから、賃貸借契約を解約する必要があるため、当該契約の相手方に対し、解約に係る損害を賠償するもの。
- 2 契約の相手方 名古屋市中区錦一丁目17番1号
NECキャピタルソリューション株式会社中部支店
中部支店長 菱木 裕一郎
- 3 損害賠償額 解約金 金 2,330,064円

提案理由

この案を提出するのは、介護認定支援システム機器一式の賃貸借契約の解約に伴う損害賠償の額を定めるため、必要があるからであります。

令和7年議案第114号

令和7年度江南市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度江南市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ71,090千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,922,875千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 既定の繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 既定の債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 既定の地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 5,750,920	千円 73,148	千円 5,824,068
	1 国庫負担金	4,528,925	71,810	4,600,735
	4 国庫交付金	937,238	1,338	938,576
16 県支出金		2,792,937	669	2,793,606
	2 県補助金	778,083	669	778,752
19 繰入金		2,745,590	△130,632	2,614,958
	1 基金繰入金	2,744,585	△130,632	2,613,953
21 諸収入		1,688,120	△8,175	1,679,945
	5 雑入	1,438,415	△8,175	1,430,240
22 市債		3,032,600	△6,100	3,026,500
	1 市債	3,032,600	△6,100	3,026,500
歳入合計		39,993,965	△71,090	39,922,875

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 258,573	千円 5,273	千円 263,846
	1 議会費	258,573	5,273	263,846
2 総務費		4,778,647	△37,298	4,741,349
	1 総務管理費	3,813,051	5,424	3,818,475
	2 徴税費	582,588	△23,048	559,540
	3 戸籍住民基本台帳費	263,406	△22,430	240,976
	6 監査委員費	20,490	2,756	23,246
3 民生費		19,048,418	△23,656	19,024,762
	1 社会福祉費	9,593,069	△28,880	9,564,189
	2 児童福祉費	7,941,131	△90,300	7,850,831
	3 生活保護費	1,500,527	95,524	1,596,051
4 衛生費		3,181,454	△24,690	3,156,764
	1 保健衛生費	1,005,023	△11,518	993,505
	2 清掃費	2,112,213	△12,232	2,099,981
	3 上水道費	64,218	△940	63,278
5 労働費		146,307	△15	146,292
	1 労働費	146,307	△15	146,292

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農 林 水 産 業 費		千円 241,427	千円 △140	千円 241,287
	1 農 業 費	241,387	△140	241,247
7 商 工 費		831,170	16,576	847,746
	1 商 工 費	831,170	16,576	847,746
8 土 木 費		2,529,018	34,781	2,563,799
	1 土 木 管 理 費	206,088	1,053	207,141
	2 道 路 橋 り よ う 費	663,004		663,004
	3 河 川 費	274,482	944	275,426
	4 都 市 計 画 費	757,302	23,592	780,894
	6 下 水 道 費	612,746	9,192	621,938
9 消 防 費		1,328,193	△16,216	1,311,977
	1 消 防 費	1,328,193	△16,216	1,311,977
10 教 育 費		5,169,984	△25,705	5,144,279
	1 教 育 総 務 費	517,695	3,279	520,974
	2 小 学 校 費	1,413,239	△124	1,413,115
	3 中 学 校 費	763,112	△47	763,065
	4 社 会 教 育 費	526,987	△1,166	525,821
	5 保 健 体 育 費	1,948,951	△27,647	1,921,304
歳 出 合 計		39,993,965	△71,090	39,922,875

第2表 継続費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務 管理費	次世代高度情報通信 ネットワーク更新事業	27,322	令和7年度	19,125	26,770	令和7年度	18,739
				令和8年度	8,197		令和8年度	8,031
	3 戸籍住 民基本 台帳費	戸籍総合システム 改修事業	23,650	令和6年度	2,376	23,650	令和6年度	2,376
				令和7年度	21,274		令和7年度	13,024
令和8年度	8,250							

第3表 繰越明許費補正

[単位：千円]

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防災行政無線改修事業	284,827
8 土木費	4 都市計画費	都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）	45,408

第4表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事項	期間	限度額
地域交流センター運営業務委託料	令和7年度～令和9年度	31,382
高齢者生きがい活動センター指定管理料	令和7年度～令和12年度	7,355
中央コミュニティ・センター指定管理料	令和7年度～令和8年度	9,462
保育施設（（仮称） 宮田東・藤里統合保育園）整備事業	令和7年度～令和8年度	1,050,797
側溝・舗装等工事費	令和7年度～令和8年度	50,000
雨水貯留施設整備事業	令和7年度～令和9年度	701,000
医療的ケア派遣手数料	令和7年度～令和8年度	4,183
放課後児童支援員補助人材確保事業	令和7年度～令和8年度	23,079

第5表 地方債補正

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線改修事業	452,000	普通 貸借 又は 証券 発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る政府資 金及び地 方公共団 体金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、当 該利率見 直し後の 利率)	借入れ の日から 据置期間 を含めて 30年以内 償還。た だし、市財 政の都合 により据 置期間及 び償還期 限を短縮 し、又は 繰上り償 還もしく は低利に 借換える ことができ る。	446,300	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
次世代高度情報通信 ネットワーク更新事業	19,100				18,700			
市 債 計	3,032,600				3,026,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	5,750,920	73,148	5,824,068
16 県支出金	2,792,937	669	2,793,606
19 繰入金	2,745,590	△130,632	2,614,958
21 諸収入	1,688,120	△8,175	1,679,945
22 市債	3,032,600	△6,100	3,026,500
歳入合計	39,993,965	△71,090	39,922,875

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	258,573	5,273	263,846
2 総務費	4,778,647	△37,298	4,741,349
3 民生費	19,048,418	△23,656	19,024,762
4 衛生費	3,181,454	△24,690	3,156,764
5 労働費	146,307	△15	146,292
6 農林水産業費	241,427	△140	241,287
7 商工費	831,170	16,576	847,746
8 土木費	2,529,018	34,781	2,563,799
9 消防費	1,328,193	△16,216	1,311,977
10 教育費	5,169,984	△25,705	5,144,279
歳出合計	39,993,965	△71,090	39,922,875

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			5,273
	△6,100	△8,200	△22,998
71,810		△60	△95,406
2,007			△26,697
			△15
			△140
			16,576
			34,781
			△16,216
			△25,705
73,817	△6,100	△8,260	△130,547

2 歳 入

15款 国庫支出金
21款 諸収入

16款 県支出金

19款 繰入金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
15	国庫支出金	5,750,920	73,148	5,824,068
	1 国庫負担金	4,528,925	71,810	4,600,735
	1 民生費国庫負担金	4,525,171	71,810	4,596,981
	4 国庫交付金	937,238	1,338	938,576
	3 衛生費交付金	97,062	1,338	98,400
16	県支出金	2,792,937	669	2,793,606
	2 県補助金	778,083	669	778,752
	3 衛生費県補助金	35,186	669	35,855
19	繰入金	2,745,590	△130,632	2,614,958
	1 基金繰入金	2,744,585	△130,632	2,613,953
	1 基金繰入金	2,744,585	△130,632	2,613,953
21	諸収入	1,688,120	△8,175	1,679,945
	5 雑入	1,438,415	△8,175	1,430,240
	2 雑入	1,401,384	△8,260	1,393,124
	3 過年度収入	36,777	85	36,862

[単位：千円]

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費 負担金	71,810	[ふくし支援課] 生活保護医療扶助費負担金 生活保護生活等扶助費負担金	65,320 6,490
1 保健衛生費 交付金	1,338	[健康づくり課] 子ども・子育て支援交付金	
1 保健衛生費 補助金	669	[健康づくり課] 地域子ども・子育て支援事業費補助金	
1 基 礎 入 金	△130,632	[財政課] 江南市財政調整基金繰入金	
11 雑 入	△8,260	[市民サービス課] デジタル基盤改革支援補助金 [防災安全課] 人件費負担金 [子育て支援課] 有料広告掲載料	△8,250 50 △60
1 過 年 度 入 収	85	[子育て支援課] 令和6年度分出産・子育て応援交付金国庫負担金精算金	

歳 入

22款 市債

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
22	市債	3,032,600	△6,100	3,026,500
	1 市債	3,032,600	△6,100	3,026,500
	1 総務債	471,100	△6,100	465,000
	計	39,993,965	△71,090	39,922,875

[単位：千円]

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理債	△6,100	[防災安全課] 防災行政無線改修事業債 △5,700 次世代高度情報通信ネットワーク更新事業債 △400

3 歳 出

1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 議会費	258,573	5,273	263,846				5,273	2給 料	2,013
								3職 員 手当等	2,230
								4共 済 費	1,030
計	258,573	5,273	263,846				5,273		

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 秘 書 人事費	456,689	30,083	486,772				30,083	2給 料	△8,272
								3職 員 手当等	49,047
								4共 済 費	△10,692

1-1-1 議会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等]	5,214
	2 給料	2,013
	一般職給	
	3 職員手当等	2,184
	管理職手当	928
	扶養手当	498
	地域手当	240
	住居手当	△532
	通勤手当	24
	時間外勤務手当	△403
	期末手当	735
	勤勉手当	510
	児童手当	180
	管理職員特別勤務手当	4
	4 共済費	1,017
	職員共済組合負担金	
	[渉外・議員活動事業]	59
	・ 渉外事業	
	3 職員手当等	46
	期末手当	34
	勤勉手当	12
	4 共済費	13
	社会保険料等	

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等]	29,923
	2 給料	△8,272
	一般職給	
	3 職員手当等	48,905
	管理職手当	△153
	扶養手当	108
	地域手当	△582
	住居手当	△837
	通勤手当	△235
	時間外勤務手当	△489

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 企画費	1,239,460	1,248	1,240,708				1,248	2給料 3職員 手当等 4共済費	△821 1,796 273

2-1-1 秘書人事費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	期末手当 Δ1,178 勤勉手当 Δ1,224 退職手当 53,375 児童手当 120 4 共済費 Δ10,710 職員共済組合負担金 Δ2,765 地方公務員災害補償基金負担金 286 社会保険料等 Δ7,938 労働保険料 Δ293	
	〔人事管理事業〕 201 ・会計年度任用職員配置事業 3 職員手当等 142 期末手当 72 勤勉手当 70 4 共済費 59 社会保険料等 75 労働保険料 Δ16	
	〔共済事務受託事業〕 Δ15 4 共済費 社会保険料等	
	〔秘書・渉外関係事業〕 Δ6 ・秘書・渉外事業 4 共済費 社会保険料等 6 労働保険料 Δ12	
	〔広報事業〕 Δ20 4 共済費 社会保険料等	
	〔人件費等〕 1,248 2 給料 Δ821 一般職給 3 職員手当等 1,796 管理職手当 153 扶養手当 504 地域手当 Δ11 通勤手当 222 時間外勤務手当 Δ156 期末手当 486 勤勉手当 298 児童手当 300 4 共済費 273 職員共済組合負担金	

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
3 市民生活費	37,495	△186	37,309				△186	4 共済費	△186
5 財政費	881,501	△9,916	871,585				△9,916	2 給料	△5,213
								3 職員手当等	△3,240
								4 共済費	△1,463
6 行政事務費	311,819	△12,078	299,741				△12,078	2 給料	△5,528
								3 職員手当等	△5,035
								4 共済費	△1,515

2-1-2 企画費 [単位：千円]

説	明
事	備
業	考
〔市民活動推進事業〕 ・地域交流センター運営事業	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 地域交流センター運営業務委託料に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和9年度 限度額 31,382千円
〔市民相談事業〕 ・市民相談員事業 4 共済費 社会保険料等	△186
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△9,916 △5,213 △3,240 △595 △753 △459 141 △333 1,057 △1,279 △905 △110 △4 △1,463
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△12,040 △5,528 △5,035 △748 △141 △450 △13 △54 △1,894 △2,211 480 △4 △1,477
〔入札・契約・物品購入・検収事業〕 4 共済費 社会保険料等	△22

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
8 防災安全費	698,782	△3,441	695,341		△6,100	50	2,609	2給料	1,876
								3職員 手当等	738
								4共済費	△41
								14工事 請負費	△5,628
								18負担金、 補助及び 交付金	△386

説	明									
事	備									
業	考									
〔庁舎等維持運営事業〕 ・ 庁舎等維持運営事業 4 共済費 社会保険料等	△16									
〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	3,297 1,876 738 37 134 168 △55 △560 630 405 △30 9 683									
〔防災行政無線整備等事業〕 ・ 防災行政無線改修事業 14 工事請負費 防災行政無線更新工事費	△5,628 ★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 〈特定財源〉 地 △5,700千円 補正後446,373,000円×100% －補正前452,001,000円×100% 補正後434,493,000円－補正前440,121,000円 繰越明許費 284,827千円									
〔通信ネットワーク事業〕 ・ 次世代高度情報通信ネットワーク更新事業 18 負担金、補助及び交付金 次世代高度情報通信ネットワーク 市町村等設備整備工事負担金	△386 ★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 〈特定財源〉 地 △400千円 補正後18,739,000円×100% －補正前19,125,000円×100% 継続費 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">補正後</td> <td style="text-align: center;">補正前</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td style="text-align: center;">18,739千円</td> <td style="text-align: center;">19,125千円</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td style="text-align: center;">8,031千円</td> <td style="text-align: center;">8,197千円</td> </tr> </table>		補正後	補正前	令和7年度	18,739千円	19,125千円	令和8年度	8,031千円	8,197千円
	補正後	補正前								
令和7年度	18,739千円	19,125千円								
令和8年度	8,031千円	8,197千円								
〔交通安全対策事業〕 ・ 交通安全指導事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△474 △457 △17									

歳出
2款 総務費
1項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
9 会計 管理費	94,703	△286	94,417				△286	2給料 △830	666
								3職員 手当等	△122
4共済費									
計	3,813,051	5,424	3,818,475		△6,100	50	11,474		

2款 総務費
2項 徴税费

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 税務費	358,190	△16,476	341,714				△16,476	2給料 △10,437	△3,911
								3職員 手当等	△2,128
								4共済費	

2-1-8 防災安全費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔放置自転車対策事業〕 ・ 放置自転車対策事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△250 △225 △25
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 管理職手当 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△286 △830 666 595 220 △1 △103 210 △533 112 △2 165 3 △122

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△16,306 △10,437 △3,911 378 △705 △58 187 2,634 △2,974 △3,213 △160

歳 出
2 款 総務費
2 項 徴税费

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 収 納 費	224,398	△6,572	217,826				△6,572	2給 料	△3,818
								3職 員 手 当 等	△2,063
								4共 済 費	△691
計	582,588	△23,048	559,540				△23,048		

2-2-1 税務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
4 共済費	△1,958	
職員共済組合負担金		
〔個人賦課事業〕	△155	
4 共済費		
社会保険料等	△133	
労働保険料	△22	
〔税諸証明書交付事業〕	△15	
4 共済費		
社会保険料等		
〔人件費等〕	△6,576	
2 給料	△3,818	
一般職給		
3 職員手当等	△2,063	
管理職手当	595	
扶養手当	△80	
地域手当	△231	
住居手当	△504	
通勤手当	27	
時間外勤務手当	△687	
期末手当	△376	
勤勉手当	△766	
児童手当	△45	
管理職員特別勤務手当	4	
4 共済費	△695	
職員共済組合負担金		
〔滞納市税等訪問徴収事業〕	4	
・訪問徴収事業		
4 共済費		
社会保険料等		

歳 出
 2款 総務費
 3項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 戸 籍 民 本 費 住 基 台 帳	263,406	△22,430	240,976			△8,250	△14,180	2給 料	△8,072
								3職 員 手 当 等	△4,067
								4共 済 費	△2,041
								12委 託 料	△8,250
計	263,406	△22,430	240,976			△8,250	△14,180		

2-3-1 戸籍住民基本台帳費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	
	2 給料	△14,001
	一般職給	△8,072
	3 職員手当等	△4,067
	管理職手当	443
	扶養手当	38
	地域手当	△532
	住居手当	324
	通勤手当	△142
	時間外勤務手当	△1,242
	期末手当	△1,274
	勤勉手当	△1,626
	児童手当	△60
	管理職員特別勤務手当	4
	4 共済費	△1,862
	職員共済組合負担金	
	〔戸籍事業〕	△8,342
	・ 戸籍事業	△92
	4 共済費	
	社会保険料等	△75
	労働保険料	△17
	・ 戸籍総合システム改修事業	△8,250
	12 委託料	
	システム改修委託料	
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		〈特定財源〉
		そ △8,250千円 デジタル基盤改革支援補助金
		補正後18,464,000円ー補正前26,714,000円
		継続費
		補正後 補正前
		令和6年度 2,376千円 2,376千円
		令和7年度 13,024千円 21,274千円
		令和8年度 8,250千円
	〔住民基本台帳等事業〕	△87
	・ 個人番号カード関連事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△70
	労働保険料	△17

歳出
2款 総務費
6項 監査委員費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 監査委員費	20,490	2,756	23,246				2,756	2 給料	1,336
								3 職員手当等	882
								4 共済費	538
計	20,490	2,756	23,246				2,756		

3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 地域福祉費	931,318	1,025	932,343				1,025	2 給料	905
								3 職員手当等	△182
								4 共済費	302

歳出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 介護 保険費	1,461,067	△28,642	1,432,425				△28,642	2給料 △4,988	
								3職 手当等 △3,403	
								4共済費 △1,821	
								27繰出金 △18,430	
3 障害者 福祉費	3,985,656	3,103	3,988,759				3,103	2給料 2,484	
								3職 手当等 42	
								4共済費 389	
								22償還金、 利子及び 割引料 188	

3-1-1 地域福祉費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔高齢者福祉施設維持運営事業〕 ・高齢者生きがい活動センター維持運営事業</p> <p>・中央コミュニティ・センター維持運営事業</p> <p>〔生活困窮者自立相談支援事業〕 159 ・生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>3 職員手当等 113 期末手当 65 勤勉手当 48</p> <p>4 共済費 46 社会保険料等</p>	<p>高齢者生きがい活動センター指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和12年度 限度額 7,355千円</p> <p>中央コミュニティ・センター指定管理料に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和8年度 限度額 9,462千円</p>
<p>〔人件費等〕 △10,212</p> <p>2 給料 △4,988 一般職給</p> <p>3 職員手当等 △3,403 管理職手当 △595 扶養手当 △613 地域手当 △434 通勤手当 198 時間外勤務手当 1,275 期末手当 △1,365 勤勉手当 △1,295 児童手当 △570 管理職員特別勤務手当 △4</p> <p>4 共済費 △1,821 職員共済組合負担金</p> <p>〔介護保険財務事務事業〕 △18,430 ・介護保険特別会計繰出事業</p> <p>27 繰出金 特別会計繰出金</p>	<p>地域支援事業分 補正後50,022,000円－補正前50,067,000円</p> <p>事務費分 補正後98,405,000円－補正前116,790,000円</p>
<p>〔人件費等〕 2,900</p> <p>2 給料 2,484 一般職給</p> <p>3 職員手当等 42 管理職手当 595 扶養手当 △351 地域手当 191 住居手当 119 通勤手当 174 時間外勤務手当 △884 期末手当 390</p>	

歳出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
4 社会 保障費	3,181,534	△5,666	3,175,868				△5,666	2給料 3職員 手当等 4共済費	△3,792 △1,219 △655

3-1-3 障害者福祉費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	勤勉手当 99 児童手当 △295 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 374 職員共済組合負担金	
	〔障害者支援区分認定審査事業〕 △16 4 共済費 社会保険料等	
	〔自立支援給付事業〕 219 ・障害者自立支援給付事業 4 共済費 31 社会保険料等 44 労働保険料 △13 22 償還金、利子及び割引料 188 障害者自立支援給付費国庫負担金 125 返納金 障害者自立支援給付費県費負担金 63 返納金	令和2年度分 令和3年度分
	〔人件費等〕 △5,481 2 給料 △3,792 一般職給 3 職員手当等 △1,219 扶養手当 △264 地域手当 △284 住居手当 468 通勤手当 165 時間外勤務手当 598 期末手当 △599 勤勉手当 △873 児童手当 △430 4 共済費 △470 職員共済組合負担金	
	〔保険推進事業〕 △185 4 共済費 社会保険料等 △139 労働保険料 △46	
	〔後期高齢者医療支援事業〕 15 ・広域連合支援事業 4 共済費 社会保険料等 37 労働保険料 △22	
	〔国民年金事業〕 △15 ・届出等処理事業 4 共済費 社会保険料等	

歳 出
3款 民生費
1項 社会福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
5 学習等 供 用 施設費	33,494	1,300	34,794				1,300	14工 事 請 負 費	1,300
計	9,593,069	△28,880	9,564,189				△28,880		

3款 民生費
2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 こども 保 育 費	6,880,514	△85,568	6,794,946				△85,568	2給 料	△65,329
								3職 員 手 当 等	△17,185
								4共 済 費	△3,054

3-1-5 学習等供用施設費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	1,300		
〔学習等供用施設整備等事業〕 ・学習等供用施設改修事業 14 工事請負費 草井地区学習等供用施設空調機改修工事費			

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△90,789		
	△65,329		
	一般職給		
	△17,185		
	1,357		
	396		
	△4,450		
	851		
	△647		
	2,038		
	△8,244		
	△8,661		
	175		
	△8,275		
	△8,973		
	743		
	△45		
	3		

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>〔子育て支援施設整備等事業〕 ・ 保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業</p>	<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>保育施設（（仮称）宮田東・藤里統合保育園）整備事業に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和8年度 限度額 1,050,797千円</p>
<p>〔子育て支援施設維持事業〕 △10 ・ 保育施設維持事業 4 共済費 労働保険料</p>	
<p>〔保育園保育等事業〕 5,389 ・ 保育園保育事業 5,729 4 共済費 社会保険料等 8,147 労働保険料 △2,418</p>	
<p>・ 保育園給食事業 △340 4 共済費 社会保険料等 529 労働保険料 △869</p>	
<p>〔保育管理等事業〕 △10 ・ 保育管理事業 4 共済費 社会保険料等 7 労働保険料 △17</p>	
<p>〔子ども・子育て支援給付事業〕 △15 ・ 特定教育・保育等事業 4 共済費 社会保険料等</p>	
<p>〔わかくさ園運営事業〕 △49 4 共済費 社会保険料等 △10 労働保険料 △39</p>	
<p>〔児童・遺児手当等事業〕 △71 ・ 児童手当事業 4 4 共済費 社会保険料等</p>	
<p>・ 児童扶養手当事業 △75 4 共済費 社会保険料等</p>	

歳出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2子育て 支援費	278,296	△4,705	273,591			△60	△4,645	2給料	△932
								3職員 手当等	△300
								4共済費	△2,667
								10需用費	△891
								22償還金、 利子及び 割引料	85

3-2-1 こども保育費 [単位：千円]

説 明		
事 業	備 考	
〔母子・父子家庭自立支援給付事業〕		△16
4 共済費 社会保険料等		
〔人件費等〕		△2,258
2 給料		△932
一般職給		
3 職員手当等		△300
管理職手当		152
扶養手当		△258
地域手当		△72
住居手当		548
通勤手当		22
時間外勤務手当		△330
期末手当		△43
勤勉手当		△299
児童手当		△20
4 共済費		△1,026
職員共済組合負担金		
〔子育て支援センター維持運営事業〕		△208
・第1・第2子育て支援センター維持運営事業		
4 共済費		
社会保険料等		△129
労働保険料		△79
〔ファミリー・サポート・センター事業〕		△71
4 共済費		
社会保険料等		△47
労働保険料		△24
〔家庭児童相談事業〕		△68
4 共済費		
社会保険料等		△50
労働保険料		△18
〔こども家庭センター（児童福祉）運営事業〕		△878
・こども家庭センター（児童福祉）運営事業		△963
4 共済費		△72
社会保険料等		△47
労働保険料		△25
10 需用費		△891
印刷製本費		
子育て情報誌		
・出産・子育て応援交付金事業		85
22 償還金、利子及び割引料		
出産・子育て応援交付金返納金		
	〈特定財源〉 そ △60千円 有料広告掲載料 補正後0円ー補正前60,000円 子育て情報誌 補正後0円ー補正前891,000円	
	令和6年度分	

歳 出
 3款 民生費
 2項 児童福祉費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 医 療 助 成 費	752,458	△27	752,431				△27	4共 済 費	△27
計	7,941,131	△90,300	7,850,831			△60	△90,240		

3款 民生費
 3項 生活保護費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生 活 保 護 費	1,500,527	95,524	1,596,051	71,810			23,714	4共 済 費	△224
								19扶 助 費	95,748
計	1,500,527	95,524	1,596,051	71,810			23,714		

3-2-2 子育て支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔要保護児童対策事業〕	△473		
4 共済費			
社会保険料等	△456		
労働保険料	△17		
〔児童館活動事業〕	△749		
・児童館活動事業			
4 共済費			
社会保険料等	△725		
労働保険料	△24		
〔福祉医療費助成事業〕	△27		
・子ども医療費助成事業			
4 共済費			
社会保険料等			

3-3-1 生活保護費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔生活保護事業〕	95,855		
4 共済費	107		
社会保険料等			
19 扶助費	95,748		
医療扶助費	87,094		
生活等扶助費	8,654		
〔被保護者就労支援事業〕	△331		
4 共済費			
社会保険料等			

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 健康 づくり費	963,525	△11,494	952,031	2,007			△13,501	2給料	△6,503
								3職員 手当等	△5,497
								4共済費	△2,171
								12委託料	2,677

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕	△13,571
	2 給料	△6,503
	一般職給	
	3 職員手当等	△5,497
	管理職手当	595
	扶養手当	△322
	地域手当	△436
	住居手当	△227
	通勤手当	△189
	時間外勤務手当	△2,061
	期末手当	△1,249
	勤勉手当	△1,611
	管理職員特別勤務手当	3
	4 共済費	△1,571
	職員共済組合負担金	
	〔健康推進事業〕	△68
	・健康推進事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△38
	労働保険料	△30
	〔予防接種事業〕	△227
	・予防接種事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	△204
	労働保険料	△23
	〔狂犬病予防事業〕	△27
	4 共済費	
	社会保険料等	△12
	労働保険料	△15
	〔母子健康管理事業〕	△29
	4 共済費	
	社会保険料等	△12
	労働保険料	△17
	〔母子保健事業〕	△22
	・母子保健事業	
	4 共済費	
	労働保険料	

歳出
4款 衛生費
1項 保健衛生費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
2 環境 保全費	41,498	△24	41,474				△24	4共済費	△24
計	1,005,023	△11,518	993,505	2,007			△13,525		

4-1-1 健康づくり費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
[こども家庭センター（母子保健）運営事業]	2,474		
・こども家庭センター（母子保健）運営事業	2,511		
4 共済費	△166	〈特定財源〉	
社会保険料等	△131	国 1,338千円	
労働保険料	△35	補正後4,889,000円×1/2	
12 委託料	2,677	－補正前2,212,000円×1/2	
産後ケア事業委託料		県 669千円	
		補正後4,889,000円×1/4	
		－補正前2,212,000円×1/4	
		産後ケア事業委託料	
		補正後4,889,000円－補正前2,212,000円	
・妊婦等包括相談支援事業	△37		
4 共済費			
社会保険料等	△19		
労働保険料	△18		
[休日急病診療所維持運営事業]	△24		
・休日急病診療所運営事業			
4 共済費			
社会保険料等	△42		
労働保険料	18		
[温暖化防止事業]	△12		
・住宅用ゼロカーボン推進設備設置費補助事業			
4 共済費			
社会保険料等			
[環境監視事業]	△12		
・簡易専用水道等維持管理事業			
4 共済費			
社会保険料等			

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 清掃費	2,112,213	△12,232	2,099,981				△12,232	2給 料	△5,014
								3職 員 手 当 等	△1,637
								4共 済 費	△1,300
								18負担金、 補助及び 交 付 金	△4,281

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説 明		
事 業		備 考
[人件費等]	△7,584	
2 給料	△5,014	
一般職給		
3 職員手当等	△1,637	
管理職手当	△152	
扶養手当	288	
地域手当	△342	
住居手当	△351	
通勤手当	41	
時間外勤務手当	21	
期末手当	△681	
勤勉手当	△701	
児童手当	240	
4 共済費	△933	
職員共済組合負担金	△934	
社会保険料等	1	
[ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業]	△12	
・ごみ減量対策・ごみ減量作戦「57運動」事業		
4 共済費		
社会保険料等		
[分別ごみ収集運搬事業]	△46	
・資源ごみ収集運搬事業		
4 共済費		
社会保険料等	△25	
労働保険料	△21	
[リサイクルステーション運営事業]	△49	
4 共済費		
労働保険料		
[ふれあい収集事業]	△260	
4 共済費		
社会保険料等	△241	
労働保険料	△19	
[江南丹羽環境管理組合関係事業]	△1,530	
・江南丹羽環境管理組合調整事業		
18 負担金、補助及び交付金		
江南丹羽環境管理組合負担金		事業運営費負担金（令和6年度精算分） 補正後1,198,960,946円×59.428% -89,626,800円 -補正前1,203,702,146円×59.490% -175,400,000円×52.281%
		事業運営費負担金 補正後1,165,992,820円×59.558% -169,400,000円×52.636% -補正前1,166,059,000円×59.558% -169,400,000円×52.636%

歳 出
4 款 衛生費
2 項 清掃費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	2,112,213	△12,232	2,099,981				△12,232		

4 款 衛生費
3 項 上水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 上水道費	64,218	△940	63,278				△940	27繰出金 △940	
計	64,218	△940	63,278				△940		

4-2-1 清掃費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△2,751	
[尾張北部環境組合関係事業] ・新ごみ処理施設建設事業 18 負担金、補助及び交付金 新ごみ処理施設建設費負担金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後481,958,000円×40.259% - 補正前488,791,000円×40.259%

4-3-1 上水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	△940	
[企業会計管理事業] ・水道事業会計繰出事業 27 繰出金 水道事業会計繰出金		補正後716,000円-補正前1,656,000円

歳出
5款 労働費
1項 労働費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 労働費	146,307	△15	146,292				△15	4共済費	△15
計	146,307	△15	146,292				△15		

6款 農林水産業費
1項 農業費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 農業費	241,387	△140	241,247				△140	2給料	△973
								3職員 手当等	765
								4共済費	68
計	241,387	△140	241,247				△140		

5-1-1 労働費 [単位：千円]

説		明	
事		業	
備		考	
〔就業相談等運営事業〕	△15		
4 共済費			
社会保険料等			

6-1-1 農業費 [単位：千円]

説		明	
事		業	
備		考	
〔人件費等〕	△96		
2 給料	△973		
一般職給			
3 職員手当等	765		
管理職手当	△596		
扶養手当	581		
地域手当	△69		
住居手当	△371		
通勤手当	66		
時間外勤務手当	670		
期末手当	△90		
勤勉手当	△277		
児童手当	855		
管理職員特別勤務手当	△4		
4 共済費	112		
職員共済組合負担金			
〔農地保全推進事業〕	△44		
・農地転用等審査事業			
4 共済費			
社会保険料等			

歳出
7款 商工費
1項 商工費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 商工費	492,275	3,493	495,768				3,493	2給料	839
								3職員 手当等	1,952
								4共済費	702
2 企業 誘致 推進費	338,895	13,083	351,978				13,083	2給料	5,708
								3職員 手当等	5,076
								4共済費	2,299
計	831,170	16,576	847,746				16,576		

7-1-1 商工費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等]	3,508
	2 給料	839
	一般職給	
	3 職員手当等	1,952
	管理職手当	596
	扶養手当	△70
	地域手当	95
	住居手当	△45
	通勤手当	△41
	時間外勤務手当	354
	期末手当	586
	勤勉手当	308
	児童手当	165
	管理職員特別勤務手当	4
	4 共済費	717
	職員共済組合負担金	
	[観光推進事業]	△15
	・観光推進事業	
	4 共済費	
	社会保険料等	
	[人件費等]	13,083
	2 給料	5,708
	一般職給	
	3 職員手当等	5,076
	管理職手当	929
	扶養手当	570
	地域手当	504
	住居手当	140
	通勤手当	△133
	時間外勤務手当	42
	期末手当	1,627
	勤勉手当	1,093
	児童手当	300
	管理職員特別勤務手当	4
	4 共済費	2,299
	職員共済組合負担金	

歳出
 8款 土木費
 1項 土木管理費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路 管理費	111,600	△2,097	109,503				△2,097	2給料	△1,064
								3職員 手当等	△1,244
								4共済費	211
2 建築 指導費	94,488	3,150	97,638				3,150	2給料	945
								3職員 手当等	1,459
								4共済費	746
計	206,088	1,053	207,141				1,053		

8-1-1 道路管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 $\Delta 2,101$ 一般職給 $\Delta 1,064$ 3 職員手当等 $\Delta 1,244$ 管理職手当 443 扶養手当 188 地域手当 $\Delta 30$ 住居手当 $\Delta 153$ 通勤手当 $\Delta 79$ 時間外勤務手当 $\Delta 385$ 期末手当 $\Delta 478$ 勤勉手当 $\Delta 638$ 児童手当 $\Delta 120$ 管理職員特別勤務手当 8 4 共済費 207 職員共済組合負担金 206 社会保険料等 1 〔企画調整事業〕 ・土木事業企画調整事務 4 4 共済費 社会保険料等	
	〔人件費等〕 2 給料 3,165 一般職給 945 3 職員手当等 1,459 扶養手当 138 地域手当 75 住居手当 $\Delta 254$ 通勤手当 2 時間外勤務手当 625 期末手当 494 勤勉手当 199 児童手当 180 4 共済費 761 職員共済組合負担金	
	〔建築確認審査等事業〕 4 共済費 $\Delta 15$ 社会保険料等	

歳出
 8款 土木費
 2項 道路橋りょう費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 道路橋りょう費	663,004		663,004						
計	663,004		663,004						

8款 土木費
 3項 河川費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 河川費	274,482	944	275,426				944	2給料	137
								3職員手当等	563
								4共済費	287
								18負担金、補助及び交付金	△43
計	274,482	944	275,426				944		

8-2-1 道路橋りょう費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔道路側溝・舗装等整備事業〕	側溝・舗装等工事費に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和8年度 限度額 50,000千円

8-3-1 河川費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
〔人件費等〕 987 2 給料 137 一般職給 3 職員手当等 563 管理職手当 596 地域手当 51 時間外勤務手当 △42 期末手当 54 勤勉手当 △100 管理職員特別勤務手当 4 4 共済費 287 職員共済組合負担金 286 社会保険料等 1	
〔企画調整事業〕 △43 ・河川事業企画調整事務 18 負担金、補助及び交付金 下水道事業会計人件費負担金	補正後7,379,000円－補正前7,422,000円
〔雨水貯留施設整備事業〕	★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 特定都市河川浸水被害対策推進事業 雨水貯留施設整備事業に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和9年度 限度額 701,000千円

歳 出
 8 款 土木費
 4 項 都市計画費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 都 市 計 画 費	194,655	△12,643	182,012				△12,643	2給 料	△5,576
								3職 員 手 当 等	△5,163
								4共 済 費	△1,904
2 都 市 整 備 費	372,296	36,235	408,531				36,235	2給 料	△4,834
								3職 員 手 当 等	△3,185
								4共 済 費	△1,154
								12委 託 料	45,408
計	757,302	23,592	780,894				23,592		

8-4-1 都市計画費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 △12,643 2 給料 △5,576 一般職給 3 職員手当等 △5,163 管理職手当 △152 扶養手当 △272 地域手当 △420 住居手当 △572 通勤手当 △217 時間外勤務手当 △1,136 期末手当 △1,425 勤勉手当 △1,729 児童手当 755 管理職員特別勤務手当 5 4 共済費 △1,904 職員共済組合負担金	
	〔人件費等〕 △9,173 2 給料 △4,834 一般職給 3 職員手当等 △3,185 扶養手当 207 地域手当 △324 住居手当 △168 通勤手当 226 時間外勤務手当 △256 期末手当 △1,330 勤勉手当 △1,620 児童手当 80 4 共済費 △1,154 職員共済組合負担金 △1,630 社会保険料等 452 労働保険料 24	
	〔都市計画道路整備事業（曾本地区工業用地）〕 45,408 12 委託料 測量設計委託料	★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★ 単市事業 測量設計委託料 1式 繰越明許費 45,408千円

歳 出
 8 款 土木費
 6 項 下水道費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 下水道費	612,746	9,192	621,938				9,192	27繰出金	9,192
計	612,746	9,192	621,938				9,192		

9 款 消防費
 1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 消 防 総務費	459,631	1,337	460,968				1,337	2給 料	648
								3職 員 手当等	287
								4共 済 費	402
2 消 防 予 防 費	72,373	700	73,073				700	2給 料	224
								3職 員 手当等	144
								4共 済 費	332

8-6-1 下水道費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	9,192	
【下水道経営事業】 ・下水道事業会計繰出事業 27 繰出金 下水道事業会計繰出金		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 補正後621,938,000円－補正前612,746,000円

9-1-1 消防総務費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,337	
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 夜勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金 社会保険料等	648 287 234 61 34 2 △234 15 211 △371 330 5 402 401 1	
【人件費等】 2 給料 一般職給 3 職員手当等 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当	700 224 144 △83 10 98 142 3 5 58 △209	

歳 出
9 款 消防費
1 項 消防費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
3 消防署費	796,189	△18,253	777,936				△18,253	2給 料	△13,452
								3職 員 手 当 等	△3,520
								4共 済 費	△1,281
計	1,328,193	△16,216	1,311,977				△16,216		

10 款 教育費
1 項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 教 育 支 援 費	256,727	3,831	260,558				3,831	2給 料	1,787
								3職 員 手 当 等	1,803
								4共 済 費	241

9-1-2 消防予防費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
児童手当	120		
4 共済費	332		
職員共済組合負担金			
〔人件費等〕	△18,253		
2 給料	△13,452		
一般職給			
3 職員手当等	△3,520		
管理職手当	747		
扶養手当	△818		
地域手当	△947		
住居手当	△431		
通勤手当	102		
特殊勤務手当	451		
時間外勤務手当	3,639		
夜勤手当	121		
期末手当	△1,833		
勤勉手当	△3,956		
児童手当	△595		
4 共済費	△1,281		
職員共済組合負担金	△1,282		
社会保険料等	1		

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
〔人件費等〕	4,120		
2 給料	1,787		
一般職給			
3 職員手当等	1,803		
管理職手当	595		
扶養手当	360		
地域手当	150		
通勤手当	18		
時間外勤務手当	103		
期末手当	△299		
勤勉手当	400		
児童手当	480		

歳 出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
2 教 育 環 境 費	56,070	△353	55,717				△353	4共 済 費	△353
3 放 課 後 児 童 費	204,898	△199	204,699				△199	4共 済 費	△199

10-1-1 教育支援費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	管理職員特別勤務手当 4 共済費 職員共済組合負担金	△4 530	
	〔養護教諭配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△32	
	〔特別支援学級等支援職員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△124	
	〔英語指導助手（ALT）配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△40	
	〔図書館司書配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△27	
	〔スクール・サポート・スタッフ配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△26	
	〔就学指導事業〕 4 共済費 社会保険料等	△40	医療的ケア派遣手数料に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和8年度 限度額 4,183千円
	〔心の教室相談員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△26	
	〔教育支援センター事業〕 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△313 △278 △35	
	〔いじめ・不登校対策事業〕 ・校内教育支援センター事業 4 共済費 労働保険料	△14	
	〔放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）〕 ・放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成） 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△199 △199 △154 △45	

歳出
 10款 教育費
 1項 教育総務費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
計	517,695	3,279	520,974				3,279		

10款 教育費
 2項 小学校費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 小学校費	1,413,239	△124	1,413,115				△124	4共済費 △124	
計	1,413,239	△124	1,413,115				△124		

10-1-3 放課後児童費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童支援員補助人材確保事業 		<p>★★★★★ 政策的事業（戦略プロジェクト） ★★★★★</p> <p>放課後児童支援員補助人材確保事業に係る債務負担行為 期間 令和7年度～令和8年度 限度額 23,079千円</p>	

10-2-1 小学校費 [単位：千円]

説		明	
事 業		備 考	
<ul style="list-style-type: none"> [学校補助教員配置事業] △52 4 共済費 労働保険料 			
<ul style="list-style-type: none"> [学校管理運営事業] △72 ・ 給食配膳員配置事業 △10 4 共済費 労働保険料 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校校務員配置事業 △62 4 共済費 労働保険料 			

歳 出
 10款 教育費
 3項 中学校費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 中学校費	763,112	△47	763,065				△47	4共済費	△47
計	763,112	△47	763,065				△47		

10款 教育費
 4項 社会教育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 生涯 学習費	320,002	△1,066	318,936				△1,066	2給 料	310
								3職 員 手当等	△1,153
								4共済費	△223
2 文 化 交 流 費	206,985	△100	206,885				△100	4共済費	△100
計	526,987	△1,166	525,821				△1,166		

10-3-1 中学校費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔学校補助教員配置事業〕 4 共済費 労働保険料	△15
	〔学校管理運営事業〕 ・ 学校校務員配置事業 4 共済費 労働保険料	△32

10-4-1 生涯学習費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	〔人件費等〕 2 給料 一般職給	△876 310
	3 職員手当等 地域手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	△1,153 22 △39 △638 △99 △219 △180
	4 共済費 職員共済組合負担金	△33
	〔公民館事業〕 ・ 公民館講座事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△190 △162 △28
	〔歴史民俗資料館維持運営事業〕 ・ 常設展示事業 4 共済費 社会保険料等 労働保険料	△100 △82 △18

歳出
10款 教育費
5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区分	金額
				国県 支出金	地方債	その他			
1 スポーツ 推進費	238,133	△53	238,080				△53	2給料	423
								3職員 手当等	△516
								4共済費	40
2 学 校 給 食 費	1,710,818	△27,594	1,683,224				△27,594	2給料	△14,674
								3職員 手当等	△8,043
								4共済費	△4,877

10-5-1 スポーツ推進費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[人件費等] 250	
	2 給料 423	
	一般職給	
	3 職員手当等 $\Delta 516$	
	扶養手当 $\Delta 894$	
	地域手当 $\Delta 33$	
	住居手当 $\Delta 330$	
	通勤手当 51	
	時間外勤務手当 323	
	期末手当 162	
	勤勉手当 95	
	児童手当 110	
	4 共済費 343	
	職員共済組合負担金	
	[スポーツ振興事業] $\Delta 185$	
	・運動部活動地域展開等事業	
	4 共済費	
	社会保険料等 $\Delta 82$	
	労働保険料 $\Delta 103$	
	[スポーツ推進委員事業] $\Delta 55$	
	4 共済費	
	社会保険料等 $\Delta 38$	
	労働保険料 $\Delta 17$	
	[スポーツプラザ維持運営事業] $\Delta 45$	
	・スポーツセンター・武道館維持運営事業	
	4 共済費	
	社会保険料等 $\Delta 10$	
	労働保険料 $\Delta 35$	
	[都市公園等運動施設維持運営事業] $\Delta 18$	
	・テニスコート維持運営事業	
	4 共済費	
	労働保険料	
	[人件費等] $\Delta 27,303$	
	2 給料 $\Delta 14,674$	
	一般職給	
	3 職員手当等 $\Delta 8,043$	
	管理職手当 $\Delta 578$	
	扶養手当 $\Delta 879$	
	地域手当 $\Delta 1,129$	
	通勤手当 $\Delta 244$	
	時間外勤務手当 117	
	期末手当 $\Delta 2,524$	
	勤勉手当 $\Delta 2,246$	
	児童手当 $\Delta 560$	
	4 共済費 $\Delta 4,586$	
	職員共済組合負担金 $\Delta 3,794$	
	社会保険料等 $\Delta 763$	
	労働保険料 $\Delta 29$	

歳 出
 10款 教育費
 5項 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
計	1,948,951	△27,647	1,921,304				△27,647		

10-5-2 学校給食費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	[給食調理事業] ・ 給食調理事業 △263 4 共済費 社会保険料等 △182 労働保険料 △81	
	[給食企画事業] ・ 給食企画事業 △28 4 共済費 社会保険料等	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数(人)	給与費				
			報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	その他の 手当
補正後	長等	3		30,048	11,254 3.45月分		24
	議員	20	109,404		44,286 3.35月分		
	その他の 特別職	406	43,443				
	計	429	152,847	30,048	55,540		24
補正前	長等	3		30,048	12,527 3.45月分		24
	議員	20	109,404		44,286 3.35月分		
	その他の 特別職	406	43,443				
	計	429	152,847	30,048	56,813		24
比 較	長等				△ 1,273		
	議員						
	その他の 特別職						
	計				△ 1,273		

[単位:千円]

給与費 計	共済費	合計	備考
41,326	6,081	47,407	通勤手当 24
153,690	29,312	183,002	
43,443		43,443	
238,459	35,393	273,852	
42,599	7,559	50,158	通勤手当 24
153,690	29,312	183,002	
43,443		43,443	
239,732	36,871	276,603	
△ 1,273	△ 1,478	△ 2,751	
△ 1,273	△ 1,478	△ 2,751	

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(1,619) 642	1,391,025	2,285,845	1,948,038
補正前	(1,618) 675	1,391,025	2,436,332	1,949,878
比較	(1) △ 33		△ 150,487	△ 1,840

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,585	63,069	172,002
	補正前	103,240	64,158	182,213
	比較	6,345	△ 1,089	△ 10,211
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,897	685,373	559,458
	補正前	7,761	706,859	590,335
	比較	136	△ 21,486	△ 30,877

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	職員手当等
補正後	(18) 642		2,285,845	1,711,919
補正前	(17) 675		2,436,332	1,714,060
比較	(1) △ 33		△ 150,487	△ 2,141

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	109,585	63,069	172,002
	補正前	103,240	64,158	182,213
	比較	6,345	△ 1,089	△ 10,211
	区分	夜勤手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,897	557,930	450,782
	補正前	7,761	579,587	481,789
	比較	136	△ 21,657	△ 31,007

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
5,624,908	942,047	6,566,955	
5,777,235	973,808	6,751,043	
△ 152,327	△ 31,761	△ 184,088	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,302	27,914	4,495	137,237
31,714	28,300	4,039	134,932
△ 2,412	△ 386	456	2,305
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
100,671	50,605	430	
47,296	48,645	386	
53,375	1,960	44	

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
3,997,764	795,391	4,793,155	
4,150,392	817,892	4,968,284	
△ 152,628	△ 22,501	△ 175,129	

住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
29,302	27,914	4,495	137,237
31,714	28,300	4,039	134,932
△ 2,412	△ 386	456	2,305
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	
100,671	50,605	430	
47,296	48,645	386	
53,375	1,960	44	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	(1,601)	1,391,025		236,119
補正前	(1,601)	1,391,025		235,818
比較				301

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

職員手当等の内訳	区分	期末手当	勤勉手当
	補正後	127,443	108,676
	補正前	127,272	108,546
	比較	171	130

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 150,487	異動等に伴う増減分	△ 150,487	
職員手当等	△ 1,840	異動等に伴う増減分	△ 1,840	

[単位:千円]

給与費	共済費	合計	備考
計			
1,627,144	146,656	1,773,800	
1,626,843	155,916	1,782,759	
301	△ 9,260	△ 8,959	

[単位:千円]

備考					
管理職手当	6,345	特殊勤務手当	456	退職手当	53,375
扶養手当	△ 1,089	時間外勤務手当	2,305	児童手当	1,960
地域手当	△ 10,211	夜勤手当	136	管理職員特別勤務手当	44
住居手当	△ 2,412	期末手当	△ 21,486		
通勤手当	△ 386	勤勉手当	△ 30,877		

令和7年議案第115号

令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度江南市の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,811千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,358,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 2,047,953	千円 △5	千円 2,047,948
	1 国庫負担金	1,549,420		1,549,420
	2 国庫補助金	498,533	△5	498,528
3 支払基金交付金		2,356,836		2,356,836
	1 支払基金交付金	2,356,836		2,356,836
4 県支出金		1,255,416	△3	1,255,413
	1 県負担金	1,189,406		1,189,406
	3 県補助金	66,009	△3	66,006
6 繰入金		1,564,532	△18,134	1,546,398
	1 一般会計繰入金	1,315,535	△18,430	1,297,105
	2 基金繰入金	248,997	296	249,293
8 諸収入		3	2,331	2,334
	2 雑収入	2	2,331	2,333
歳入合計		9,374,061	△15,811	9,358,250

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 116,790	千円 △16,054	千円 100,736
	1 総務管理費	38,535	△17,768	20,767
	2 介護認定審査会費	78,255	1,714	79,969
2 保険給付費		8,427,163		8,427,163
	1 介護サービス等諸費	7,880,699	△30,729	7,849,970
	2 介護予防サービス等諸費	267,128	30,729	297,857
4 地域支援事業費		550,076	△57	550,019
	2 一般介護予防事業費	12,439	△42	12,397
	3 包括的支援事業・任意費	146,896	△15	146,881
6 諸支出金		38,191	300	38,491
	1 償還金及び還付加算金	38,191	300	38,491
歳出合計		9,374,061	△15,811	9,358,250

第2表 債務負担行為補正

[単位：千円]

事 項	期 間	限 度 額
介 護 認 定 支 援 シ ス テ ム 借 上 料	令和7年度～令和13年度	13,148

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 国庫支出金	2,047,953	△5	2,047,948
3 支払基金交付金	2,356,836		2,356,836
4 県支出金	1,255,416	△3	1,255,413
6 繰入金	1,564,532	△18,134	1,546,398
8 諸収入	3	2,331	2,334
歳入合計	9,374,061	△15,811	9,358,250

(歳出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	116,790	△16,054	100,736
2 保険給付費	8,427,163		8,427,163
4 地域支援事業費	550,076	△57	550,019
6 諸支出金	38,191	300	38,491
歳出合計	9,374,061	△15,811	9,358,250

補正予算額の財源内訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △16,054	千円
△8		△49	
		300	
△8		△15,803	

2 歳 入

2 款 国庫支出金
6 款 繰入金

3 款 支払基金交付金

4 款 県支出金

科 目		補 正 前 の	補 正	計
款	項 目	予 算 額	予 算 額	
2	国庫支出金	2,047,953	△5	2,047,948
	1 国庫負担金	1,549,420		1,549,420
	1 介護給付費負担金	1,549,420		1,549,420
	2 国庫補助金	498,533	△5	498,528
	1 調整交付金	364,872		364,872
	3 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金	56,554	△5	56,549
3	支払基金交付金	2,356,836		2,356,836
	1 支払基金交付金	2,356,836		2,356,836
	1 介護給付費交付金	2,275,334		2,275,334
4	県支出金	1,255,416	△3	1,255,413
	1 県負担金	1,189,406		1,189,406
	1 介護給付費負担金	1,189,406		1,189,406
	3 県補助金	66,009	△3	66,006
	2 地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費交付金	28,277	△3	28,274
6	繰入金	1,564,532	△18,134	1,546,398
	1 一般会計繰入金	1,315,535	△18,430	1,297,105
	1 介護給付費繰入金	1,053,395		1,053,395

[単位：千円]

節		説明
区分	金額	
1現年度分		
1現年度分		
1現年度分	△5	[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金
1現年度分		
1現年度分		
1現年度分	△3	[介護保険課] 現年度分包括の支援事業・任意事業費交付金
1現年度分		

歳 入

6 款 繰入金

8 款 諸収入

科 目		補 正 前 の	補 正	計	
款	項 目	予 算 額	予 算 額		
	2	地域支援事業介護 予防・日常生活支 援総合事業費繰入 金	41,919	△42	41,877
	3	地域支援事業包括 的支援事業・任意 事業費繰入金	28,277	△3	28,274
	5	その他一般会計繰 入金	116,790	△18,385	98,405
	2	基金繰入金	248,997	296	249,293
	1	基金繰入金	248,997	296	249,293
8		諸収入	3	2,331	2,334
	2	雑入	2	2,331	2,333
	2	雑入	1	2,331	2,332
		計	9,374,061	△15,811	9,358,250

[単位：千円]

節		金額	説明
区分			
1 現年度分		△42	[介護保険課] 現年度分介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金
1 現年度分		△3	[介護保険課] 現年度分包括的支援事業・任意事業費繰入金
1 事務費 繰入金		△18,385	[介護保険課] 事務費繰入金
1 基金 繰入金		296	[介護保険課] 江南市介護保険事業基金繰入金
1 雑入		2,331	[介護保険課] デジタル基盤改革支援補助金

3 歳 出

1 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 総 務 管 理 費	38,535	△17,768	20,767			△17,768		4共 済 費	△54
								12委 託 料	△17,714
計	38,535	△17,768	20,767			△17,768			

1-1-1 総務管理費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	<p>[介護サービス給付管理事業] △12 ・介護サービス支給決定事業 4 共済費 社会保険料等</p>	<p>〈特定財源〉 そ △12千円 一般会計繰入金 補正後5,525,000円－補正前5,537,000円</p>
	<p>[介護保険システム等改修事業] △17,714 12 委託料 システム改修委託料</p>	<p>★★★★★ 政策的事業 ★★★★★</p> <p>〈特定財源〉 そ △17,714千円 一般会計繰入金 補正後0円－補正前17,714,000円</p> <p>補正後0円－補正前17,714,000円</p>
	<p>[介護保険事業者指定及び指導事業] △42 4 共済費 社会保険料等</p>	<p>〈特定財源〉 そ △42千円 一般会計繰入金 補正後4,580,000円－補正前4,622,000円</p>

歳 出
 1 款 総務費
 2 項 介護認定審査会費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護認定 審査会費	78,255	1,714	79,969	2,331		△617		4 共 済 費 △617	
								21 補 償、及 補 填、及 補 び 金 賠 償 2,331	
計	78,255	1,714	79,969	2,331		△617			

1-2-1 介護認定審査会費 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
	1,714	
[介護認定事業]	△317	
・認定調査等事業		
4 共済費		〈特定財源〉
社会保険料等	△274	そ △317千円 一般会計繰入金
労働保険料	△43	補正後24,377,000円ー補正前24,694,000円
・介護認定審査事業	2,031	
4 共済費	△300	〈特定財源〉
社会保険料等	△278	そ △300千円 一般会計繰入金
労働保険料	△22	補正後53,261,000円ー補正前53,561,000円
21 補償、補填及び賠償金	2,331	そ 2,331千円 デジタル基盤改革支援補助金
機器借上解約金		
		介護認定支援システム借上料に係る債務負担行為
		期間 令和7年度～令和13年度
		限度額 13,148千円

歳 出
 2 款 保険給付費
 1 項 介護サービス等諸費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介 護 サービス 等 諸 費	7,880,699	△30,729	7,849,970	△11,271		△19,458		18負担金、 補助及び 交付金	△30,729
計	7,880,699	△30,729	7,849,970	△11,271		△19,458			

2-1-1 介護サービス等諸費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△30,729	<p>〔介護保険給付事業〕 ・介護サービス等費給付・支給事業 18 負担金、補助及び交付金 居宅介護サービス給付費</p>	
		<p>〈特定財源〉 国 △7,430千円 補正後5,148,553,000円×0.2418 －補正前5,179,282,000円×0.2418 県 △3,841千円 補正後5,148,553,000円×0.125 －補正前5,179,282,000円×0.125 そ △8,296千円 支払基金交付金 補正後7,849,970,000円×0.27 －補正前7,880,699,000円×0.27 そ △3,841千円 一般会計繰入金 補正後7,849,970,000円×0.125 －補正前7,880,699,000円×0.125 そ △7,321千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後205,775,000円－補正前213,096,000円 補正後3,690,713,000円－補正前3,721,442,000円</p>	

歳 出
 2 款 保険給付費
 2 項 介護予防サービス等諸費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 介護予防 サービス 等 諸 費	267,128	30,729	297,857	11,271		19,458		18負担金、 補助及び 交 付 金	30,729
計	267,128	30,729	297,857	11,271		19,458			

2-2-1 介護予防サービス等諸費 [単位：千円]

説	明
事 業	備 考
<p>[介護保険給付事業] 30,729 ・介護予防サービス等費給付・支給事業 18 負担金、補助及び交付金 介護予防サービス給付費</p>	<p>〈特定財源〉 国 7,430千円 補正後279,038,000円×0.2418 －補正前248,309,000円×0.2418 県 3,841千円 補正後279,038,000円×0.125 －補正前248,309,000円×0.125 そ 8,296千円 支払基金交付金 補正後297,857,000円×0.27 －補正前267,128,000円×0.27 そ 3,841千円 一般会計繰入金 補正後297,857,000円×0.125 －補正前267,128,000円×0.125 そ 7,321千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後14,544,000円－補正前7,223,000円 補正後190,514,000円－補正前159,785,000円</p>

歳 出
4 款 地域支援事業費
2 項 一般介護予防事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 一 般 介 護 予 防 事 業 費	12,439	△42	12,397			△42		4共 済 費	△42
計	12,439	△42	12,397			△42			

4 款 地域支援事業費
3 項 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	42,329	△15	42,314	△8		△7		4共 済 費	△15
計	146,896	△15	146,881	△8		△7			

4-2-1 一般介護予防事業費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△42		
[地域支援事業] ・高齢者教室事業 4 共済費 社会保険料等			〈特定財源〉 ぞ △42千円 一般会計繰入金 補正後4,145,000円－補正前4,187,000円

4-3-1 包括の支援事業・任意事業費 [単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
	△15		
[地域支援事業] ・任意事業 4 共済費 労働保険料			〈特定財源〉 国 △5千円 補正後21,730,000円×0.385 ー補正前21,745,000円×0.385 県 △3千円 補正後21,730,000円×0.1925 ー補正前21,745,000円×0.1925 ぞ △3千円 一般会計繰入金 補正後21,730,000円×0.1925 ー補正前21,745,000円×0.1925 ぞ △4千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後536,000円－補正前540,000円

歳 出
 6款 諸支出金
 1項 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳				節	
				特定財源			一般財源	区 分	金 額
				国 県 支出金	地方債	その他			
1 償還金 及 還 加 算 金	38,191	300	38,491			300		22償還金、 利子及び 割引料	300
計	38,191	300	38,491			300			

6-1-1 償還金及び還付加算金 [単位：千円]

説		明
事	業	備 考
[介護保険料賦課徴収事業] ・介護保険料還付事業 22 償還金、利子及び割引料 過年度過誤納還付金・還付加算金	300	〈特定財源〉 そ 300千円 江南市介護保険事業基金繰入金 補正後1,800,000円ー補正前1,500,000円

給 与 費 明 細 書

1 特別職

[単位:千円]

区 分		職員数(人)	給与費		共済費	合計
			報酬	計		
補正後	その他の特別職	36	14,678	14,678		14,678
補正前	その他の特別職	36	14,678	14,678		14,678
比 較	その他の特別職					

2 一般職

[単位:千円]

区 分	職員数(人)	給与費			共済費	合計
		報酬	職員手当等	計		
補正後	(23)	33,641	7,468	41,109	5,444	46,553
補正前	(23)	33,641	7,468	41,109	6,172	47,281
比 較					△ 728	△ 728

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

令和7年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 水道事業収益	1,770,265 千円	△ 476 千円	1,769,789 千円
第2項 営業外収益	217,219 千円	△ 476 千円	216,743 千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,487,152 千円	△ 4,532 千円	1,482,620 千円
第1項 営業費用	1,465,284 千円	△ 4,532 千円	1,460,752 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額708,278千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額705,755千円」に、「過年度分損益勘定留保資金505,468千円」を「過年度分損益勘定留保資金502,947千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,810千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額64,808千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	344,730 千円	△ 480 千円	344,250 千円
第5項 補助金	39,671 千円	△ 480 千円	39,191 千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,053,008 千円	△ 3,003 千円	1,050,005 千円
第1項 建設改良費	942,920 千円	△ 3,003 千円	939,917 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職 員 給 与 費	120,283 千円	△ 7,566 千円	112,717 千円

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 収 益			1,770,265	△ 476	1,769,789
	2 営業外収益		217,219	△ 476	216,743
		2 他 会 計 補 助 金	60,871	△ 460	60,411
		5 消費税及び地方消費税 還 付 金	4,732	△ 16	4,716

支出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 水道事業 費 用			1,487,152	△ 4,532	1,482,620
	1 営業費用		1,465,284	△ 4,532	1,460,752
		1 原 水 及 び 浄 水 費	633,202	127	633,329
		2 配 水 及 び 給 水 費	167,266	△ 3,358	163,908
		4 業 務 費	119,180	△ 1,924	117,256
		5 総 係 費	52,534	623	53,157

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			344,730	△ 480	344,250
	5 補 助 金		39,671	△ 480	39,191
		2 他 会 計 補 助 金	480	△ 480	0

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			1,053,008	△ 3,003	1,050,005
	1 建 設 改 良 費		942,920	△ 3,003	939,917
		1 事 務 費	58,451	△ 3,003	55,448

令和 7 年度江南市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

[単位：千円]

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	220,034
	減価償却費	459,827
	固定資産除却費	12,200
	引当金の増減額（△は減少）	△ 2,581
	長期前受金戻入額	△ 136,567
	受取利息及び受取配当金	△ 806
	支払利息	20,174
	未収金の増減額（△は増加）	13,867
	たな卸資産の増減額（△は増加）	△ 2,996
	未払金の増減額（△は減少）	△ 4,254
	小計	578,898
	利息及び配当金の受取額	806
	利息の支払額	△ 20,174
	業務活動によるキャッシュ・フロー	559,530
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 881,955
	有形固定資産の売却による収入	2
	分担金及び負担金による収入	177,812
	補助金等による収入	41,755
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 662,386
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 107,145
	財務活動によるキャッシュ・フロー	42,855
	資金増加額（又は減少額）	△ 60,001
	資金期首残高	1,000,310
	資金期末残高	940,309

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比較				

2 一般職

(1)総括

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員 (3) 10	5,210	37,112	28,570
	資本勘定支弁職員 4		13,845	8,994
	合計 (3) 14	5,210	50,957	37,564
補正前	損益勘定支弁職員 (4) 10	5,210	39,206	30,689
	資本勘定支弁職員 4		14,638	10,812
	合計 (4) 14	5,210	53,844	41,501
比較	損益勘定支弁職員 (△ 1)		△ 2,094	△ 2,119
	資本勘定支弁職員		△ 793	△ 1,818
	合計 (△ 1)		△ 2,887	△ 3,937

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,273	1,596	3,840
	補正前	2,717	2,556	4,139
	比較	△ 444	△ 960	△ 299
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,776	7,838	860
	補正前	10,677	9,018	1,920
比較	△ 901	△ 1,180	△ 1,060	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
57		57	
57		57	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
70,892	14,282	85,174	
22,839	4,647	27,486	
93,731	18,929	112,660	
75,105	14,632	89,737	
25,450	5,039	30,489	
100,555	19,671	120,226	
△ 4,213	△ 350	△ 4,563	
△ 2,611	△ 392	△ 3,003	
△ 6,824	△ 742	△ 7,566	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,036	401	4,532
700	589	3,157
336	△ 188	1,375
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
13	5,399	
17	6,011	
△ 4	△ 612	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	10	37,112	27,399
	資本勘定支弁職員	4	13,845	8,994
	合計	14	50,957	36,393
補正前	損益勘定支弁職員	(1) 10	39,206	29,518
	資本勘定支弁職員	4	14,638	10,812
	合計	(1) 14	53,844	40,330
比較	損益勘定支弁職員	(△ 1)	△ 2,094	△ 2,119
	資本勘定支弁職員		△ 793	△ 1,818
	合計	(△ 1)	△ 2,887	△ 3,937

()内は、再任用短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,273	1,596	3,840
	補正前	2,717	2,556	4,139
	比較	△ 444	△ 960	△ 299
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	9,169	7,274	860
	補正前	10,070	8,454	1,920
	比較	△ 901	△ 1,180	△ 1,060

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
64,511	13,415	77,926	
22,839	4,647	27,486	
87,350	18,062	105,412	
68,724	13,672	82,396	
25,450	5,039	30,489	
94,174	18,711	112,885	
△ 4,213	△ 257	△ 4,470	
△ 2,611	△ 392	△ 3,003	
△ 6,824	△ 649	△ 7,473	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
1,036	401	4,532
700	589	3,157
336	△ 188	1,375
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
13	5,399	
17	6,011	
△ 4	△ 612	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(3)	5,210		1,171
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,210		1,171
補正前	損益勘定支弁職員	(3)	5,210		1,171
	資本勘定支弁職員				
	合計	(3)	5,210		1,171
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 2,887	異動等に伴う増減分	△ 2,887	
手当	△ 3,937	異動等に伴う増減分	△ 3,937	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
6,381	867	7,248	
6,381	867	7,248	
6,381	960	7,341	
6,381	960	7,341	
	△ 93	△ 93	
	△ 93	△ 93	

[単位:千円]

備考				
管理職手当	△ 444	時間外勤務手当	1,375	賞与引当金繰入額 △ 612
扶養手当	△ 960	期末手当	△ 901	
地域手当	△ 299	勤勉手当	△ 1,180	
住居手当	336	児童手当	△ 1,060	
通勤手当	△ 188	管理職員特別勤務手当	△ 4	

令和7年度江南市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地		242,246
	ロ 建物	363,634	
	減価償却累計額	△ 196,031	167,603
	ハ 構築物	22,774,562	
	減価償却累計額	△ 11,438,748	11,335,814
	ニ 機械及び装置	2,222,189	
	減価償却累計額	△ 1,641,737	580,452
	ホ 車両運搬具	14,008	
	減価償却累計額	△ 11,490	2,518
	ヘ 工具器具及び備品	10,294	
	減価償却累計額	△ 9,705	589
	ト 建設仮勘定		92,475
	有形固定資産合計		12,421,697
	(2) 無形固定資産		
	電話加入権		1,392
	無形固定資産合計		1,392
	固定資産合計		12,423,089
2	流 動 資 産		
	(1) 現金預金		940,309
	(2) 未収金	307,110	
	貸倒引当金	△ 500	306,610
	(3) 貯蔵品		598
	流動資産合計		1,247,517
	資産合計		13,670,606

負 債 の 部

3	固定負債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	1,622,173	
	企業債合計	<u>1,622,173</u>	1,622,173
	固定負債合計		1,622,173
4	流動負債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	108,652	
	企業債合計	<u>108,652</u>	108,652
	(2) 未払金		123,390
	(3) 引当金		
	賞与引当金	8,835	
	引当金合計		8,835
	(4) 預り金		1,665
	(5) その他流動負債		2,000
	流動負債合計		<u>244,542</u>
5	繰延収益		
	長期前受金		6,862,321
	長期前受金収益化累計額	△ 3,324,413	
	繰延収益合計		<u>3,537,908</u>
	負債合計		<u><u>5,404,623</u></u>

資 本 の 部

6	資本金		
	イ 固有資本金	19,946	
	ロ 出資金	1,182,247	
	ハ 組入資本金	5,914,826	
	資本金合計	<u>7,117,019</u>	7,117,019
7	剰余金		
	(1) 資本剰余金		
	イ 負担金	196,744	
	ロ 受贈財産評価額	50,749	
	ハ 分担金	110,793	
	資本剰余金合計	<u>358,286</u>	358,286
	(2) 利益剰余金		
	当年度未処分利益剰余金	790,678	
	利益剰余金合計	<u>790,678</u>	790,678
	剰余金合計		<u>1,148,964</u>
	資本合計		<u>8,265,983</u>
	負債資本合計		<u><u>13,670,606</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法（ただし、取替資産については取替法による。）

・ 主な耐用年数

建物 24～50年

構築物 10～40年

機械及び装置 6～20年

車両運搬具 4～5年

工具器具及び備品 5～15年

(2) 無形固定資産

・ 減価償却の方法 定額法

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金2,371千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II リース契約により使用する固定資産

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 賃貸借処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	3,270,960円
1年超	5,314,980円
計	8,585,940円

III その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として23,038千円を支給、及びこれに係る法定福利費として4,528千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として6,494千円、資本勘定支弁職員分として2,544千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を500千円計上する見込みであるため、貸倒引当金500千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 水道事業収益

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業収益	1,770,265	△ 476	1,769,789		
	2	営業外収益	217,219	△ 476	216,743		
		2 他会計補助金	60,871	△ 460	60,411	1 他会計補助金	△ 460
		5 消費税及び地方消費税還付金	4,732	△ 16	4,716	1 消費税及び地方消費税還付金	△ 16

支 出

1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1		水道事業費用	1,487,152	△ 4,532	1,482,620		
	1	営業費用	1,465,284	△ 4,532	1,460,752		
		1 原水及び浄水費	633,202	127	633,329	1 給 料	125
						2 手 当	△ 10
						3 賞与引当金繰入額	△ 82
						5 法定福利費	94
		2 配水及び給水費	167,266	△ 3,358	163,908	1 給 料	△ 2,090
						2 手 当	△ 673
						3 賞与引当金繰入額	△ 134
						5 法定福利費	△ 461

[単位：千円]

説	明
一般会計補助金 児童手当	
消費税及び地方消費税還付金	

1 - 1 - 1 原水及び浄水費

[単位：千円]

説		明	
事	業	備	考
〔人件費等〕	127		
1 給料	125		
2 手当	△ 10		
扶養手当	△ 36		
地域手当	6		
時間外勤務手当	△ 18		
期末手当	20		
勤勉手当	18		
3 賞与引当金繰入額	△ 82		
賞与引当金繰入額	△ 69		
法定福利費引当金繰入額	△ 13		
5 法定福利費	94		
職員共済組合負担金			
〔人件費等〕	△ 3,332		
1 給料	△ 2,090		
2 手当	△ 673		
地域手当	△ 146		
通勤手当	△ 141		
時間外勤務手当	172		
期末手当	△ 259		
勤勉手当	△ 299		

支 出
1款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
		4 業務費	119,180	△ 1,924	117,256	1 給 料	△ 521
						2 手 当	△ 923
						3 賞与引当金 繰入額	△ 263
						5 法定福利費	△ 217
		5 総係費	52,534	623	53,157	1 給 料	392
						2 手 当	99
						3 賞与引当金 繰入額	△ 253
						5 法定福利費	354
						32 負担金	31

説		明	
事	業	備	考
3 賞与引当金繰入額	△ 134		
賞与引当金繰入額	△ 112		
法定福利費引当金繰入額	△ 22		
5 法定福利費	△ 435		
職員共済組合負担金	29		
社会保険料等	△ 432		
労働保険料	△ 32		
〔配水管等維持管理事業〕	△ 26		
・ 給配水管等維持管理事業			
5 法定福利費	△ 26		
社会保険料等	△ 15		
労働保険料	△ 11		
〔人件費等〕	△ 1,924		
1 給料	△ 521		
2 手当	△ 923		
管理職手当	△ 596		
扶養手当	△ 198		
地域手当	△ 91		
通勤手当	27		
時間外勤務手当	688		
期末手当	△ 192		
勤勉手当	△ 197		
児童手当	△ 360		
管理職員特別勤務手当	△ 4		
3 賞与引当金繰入額	△ 263		
賞与引当金繰入額	△ 220		
法定福利費引当金繰入額	△ 43		
5 法定福利費	△ 217		
職員共済組合負担金			
〔人件費等〕	690		
1 給料	392		
2 手当	99		
扶養手当	△ 276		
地域手当	8		
住居手当	336		
通勤手当	△ 50		
時間外勤務手当	336		
期末手当	33		
勤勉手当	△ 188		
児童手当	△ 100		

支 出
1 款 水道事業費用

科 目			補正前の額	補正額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額

説		明	
事	業	備	考
3 賞与引当金繰入額		△	253
賞与引当金繰入額		△	211
法定福利費引当金繰入額		△	42
5 法定福利費			421
職員共済組合負担金			
32 負担金			31
水道部長人件費負担金			
〔企業会計管理事業〕		△	67
・ 企業会計経理事務			
5 法定福利費		△	67
社会保険料等		△	55
労働保険料		△	12

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1 款 資 本 的 収 入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		344,730	△ 480	344,250		
	5	補助金	39,671	△ 480	39,191		
		2 他会計補助金	480	△ 480	0	1 他会計補助金	△ 480

支 出

1 款 資 本 的 支 出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的支出		1,053,008	△ 3,003	1,050,005		
	1	建設改良費	942,920	△ 3,003	939,917		
		1 事務費	58,451	△ 3,003	55,448	1 給 料	△ 793
						2 手 当	△ 1,818
						5 法 定 福 利 費	△ 392

[単位：千円]

説	明
一般会計補助金 児童手当	

1-1-1 事務費

[単位：千円]

説		明
事	業	備 考
【人件費等】	△ 3,003	
1 給料	△ 793	
2 手当	△ 1,818	
管理職手当	152	
扶養手当	△ 450	
地域手当	△ 76	
通勤手当	△ 24	
時間外勤務手当	197	
期末手当	△ 503	
勤勉手当	△ 514	
児童手当	△ 600	
5 法定福利費	△ 392	
職員共済組合負担金		

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度江南市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度江南市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益

的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	1,259,485 千円	9,713 千円	1,269,198 千円
第1項 営 業 収 益	491,129 千円	△ 43 千円	491,086 千円
第2項 営 業 外 収 益	768,355 千円	9,756 千円	778,111 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	1,299,030 千円	△ 2,145 千円	1,296,885 千円
第1項 営 業 費 用	1,114,739 千円	△ 2,145 千円	1,112,594 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,629千円」

を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額328,923千円」に、「当年度分消費税及び

地方消費税資本的収支調整額4,846千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額4,844千円」に、「当年度分損益勘定留保資金226,131千円」を「当年度分損益勘定留保資金

237,427千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,077,103 千円	22,300 千円	2,099,403 千円
第1項 企 業 債	1,594,500 千円	16,500 千円	1,611,000 千円
第5項 補 助 金	268,280 千円	5,800 千円	274,080 千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,394,732 千円	33,594 千円	2,428,326 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,650,673 千円	22,107 千円	1,672,780 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	743,059 千円	11,487 千円	754,546 千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

[単位：千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業(汚水)	387,500	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入れの日から据置期間を含めて40年以内償還。ただし、企業財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	404,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
計	1,594,500				1,611,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	89,924 千円	△ 3,623 千円	86,301 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「162,157千円」を「171,689千円」に改める。

令和7年11月27日提出

江南市長 澤田 和延

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			1,259,485	9,713	1,269,198
	1 営業収益		491,129	△ 43	491,086
		2 他会計負担金	43,583	△ 43	43,540
	2 営業外収益		768,355	9,756	778,111
		1 他会計負担金	253,223	△ 340	252,883
		2 他会計補助金	162,157	9,532	171,689
		5 消費税及び地方消費税還付金	106,799	564	107,363

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			1,299,030	△ 2,145	1,296,885
	1 営業費用		1,114,739	△ 2,145	1,112,594
		4 総係費	103,647	△ 2,097	101,550
		5 排水設備費	14,224	△ 48	14,176
		6 減価償却費	616,969		616,969

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			2,077,103	22,300	2,099,403
	1 企 業 債		1,594,500	16,500	1,611,000
		1 企 業 債	1,594,500	16,500	1,611,000
	5 補 助 金		268,280	5,800	274,080
		1 国 庫 補 助 金	268,280	5,800	274,080

支 出

[単位:千円]

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 支 出			2,394,732	33,594	2,428,326
	1 建 設 改 良 費		1,650,673	22,107	1,672,780
		1 汚 水 管 き ょ 整 備 費	563,630	22,107	585,737
	2 企 業 債 償 還 金		743,059	11,487	754,546
		1 企 業 債 償 還 金	743,059	11,487	754,546

令和7年度江南市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

[単位：千円]

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益（△は純損失）	△ 129,997
減価償却費	616,969
引当金の増減額（△は減少）	11
長期前受金戻入額	△ 238,568
支払利息	183,241
未収金の増減額（△は増加）	△ 20,255
未払金の増減額（△は減少）	△ 5,810
小計	405,591
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 183,241
業務活動によるキャッシュ・フロー	222,350
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 1,132,818
無形固定資産の取得による支出	△ 25,643
補助金等による収入	310,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 848,179
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,611,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 743,059
他会計からの出資による収入	141,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,009,516
資金増加額（又は減少額）	383,687
資金期首残高	393,188
資金期末残高	776,875

給 与 費 明 細 書

1 特別職（その他の特別職）

区分	職員数(人)	給与費		
		報酬	給料	手当
補正後	10	57		
補正前	10	57		
比 較				

2 一般職

(1) 総括

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	(4) 5	7,160	19,165	16,541
	資本勘定支弁職員	5		17,749	11,422
	合計	(4) 10	7,160	36,914	27,963
補正前	損益勘定支弁職員	(4) 5	7,160	20,694	16,754
	資本勘定支弁職員	5		17,760	12,751
	合計	(4) 10	7,160	38,454	29,505
比 較	損益勘定支弁職員			△ 1,529	△ 213
	資本勘定支弁職員			△ 11	△ 1,329
	合計			△ 1,540	△ 1,542

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,058	2,818
	補正前	2,272	1,236	2,938
	比 較		△ 178	△ 120
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	8,757	7,187	720
	補正前	8,902	7,494	600
	比 較	△ 145	△ 307	120

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
57		57	
57		57	

[単位:千円]

給与費	法定福利費	合計	備考
計			
42,866	8,204	51,070	
29,171	6,003	35,174	
72,037	14,207	86,244	
44,608	8,627	53,235	
30,511	6,121	36,632	
75,119	14,748	89,867	
△ 1,742	△ 423	△ 2,165	
△ 1,340	△ 118	△ 1,458	
△ 3,082	△ 541	△ 3,623	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
156	305	1,581
840	283	1,785
△ 684	22	△ 204
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	3,097	
12	3,143	
	△ 46	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分		職員数(人)	給与費		
			報酬	給料	手当
補正後	損益勘定支弁職員	5		19,165	14,482
	資本勘定支弁職員	5		17,749	11,422
	合計	10		36,914	25,904
補正前	損益勘定支弁職員	5		20,694	14,695
	資本勘定支弁職員	5		17,760	12,751
	合計	10		38,454	27,446
比較	損益勘定支弁職員			△ 1,529	△ 213
	資本勘定支弁職員			△ 11	△ 1,329
	合計			△ 1,540	△ 1,542

手当の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	地域手当
	補正後	2,272	1,058	2,818
	補正前	2,272	1,236	2,938
	比較		△ 178	△ 120
	区分	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補正後	7,642	6,243	720
	補正前	7,787	6,550	600
	比較	△ 145	△ 307	120

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
33,647	6,653	40,300	
29,171	6,003	35,174	
62,818	12,656	75,474	
35,389	6,998	42,387	
30,511	6,121	36,632	
65,900	13,119	79,019	
△ 1,742	△ 345	△ 2,087	
△ 1,340	△ 118	△ 1,458	
△ 3,082	△ 463	△ 3,545	

住居手当	通勤手当	時間外勤務手当
156	305	1,581
840	283	1,785
△ 684	22	△ 204
管理職員特別勤務手当	賞与引当金繰入額	
12	3,097	
12	3,143	
	△ 46	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数(人)	給与費			
		報酬	給料	期末手当	
補正後	損益勘定支弁職員	(4)	7,160		2,059
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,160		2,059
補正前	損益勘定支弁職員	(4)	7,160		2,059
	資本勘定支弁職員				
	合計	(4)	7,160		2,059
比較	損益勘定支弁職員				
	資本勘定支弁職員				
	合計				

()内は、短時間勤務職員の数であり、外書きしています。

(2) 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳		説明
給料	△ 1,540	異動等に伴う増減分	△ 1,540	
手当	△ 1,542	異動等に伴う増減分	△ 1,542	

[単位:千円]

給与費			
計	法定福利費	合計	備考
9,219	1,551	10,770	
9,219	1,551	10,770	
9,219	1,629	10,848	
9,219	1,629	10,848	
	△ 78	△ 78	
	△ 78	△ 78	

[単位:千円]

備考			
扶養手当	△ 178	期末手当	△ 145
地域手当	△ 120	勤勉手当	△ 307
住居手当	△ 684	児童手当	120
通勤手当	22	賞与引当金繰入額	△ 46
時間外勤務手当	△ 204		

令和7年度江南市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

[単位：千円]

	資 産 の 部		
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 構築物	21,466,578		
減価償却累計額	<u>△ 2,993,857</u>	18,472,721	
ロ 機械及び装置	267,687		
減価償却累計額	<u>△ 66,803</u>	200,884	
ハ 車両運搬具	1,036		
減価償却累計額	<u>△ 984</u>	52	
ニ 工具器具及び備品	585		
減価償却累計額	<u>△ 295</u>	290	
ホ 建設仮勘定		<u>2,371,851</u>	
有形固定資産合計			21,045,798
(2) 無形固定資産			
施設利用権		<u>1,645,632</u>	
無形固定資産合計			1,645,632
(3) 投資その他資産			
出資金		<u>563</u>	
投資その他資産合計			<u>563</u>
固定資産合計			<u>22,691,993</u>
2 流動資産			
(1) 現金預金			776,875
(2) 未収金		193,932	
貸倒引当金		<u>△ 400</u>	<u>193,532</u>
流動資産合計			<u>970,407</u>
資産合計			<u><u>23,662,400</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	11,670,247	
	企業債合計	<u>11,670,247</u>	
	固定負債合計		11,670,247
4	流 動 負 債		
	(1) 企業債		
	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	766,925	
	企業債合計		766,925
	(2) 未払金		922,607
	(3) 引当金		
	賞与引当金	6,831	
	引当金合計		6,831
	(4) その他流動負債		381
	流動負債合計		<u>1,696,744</u>
5	繰 延 収 益		
	長期前受金		9,032,596
	長期前受金収益化累計額	△ 1,379,836	
	繰延収益合計		<u>7,652,760</u>
	負債合計		<u><u>21,019,751</u></u>
		資 本 の 部	
6	資 本 金		
	イ 固有資本金	2,156,456	
	ロ 繰入資本金	926,929	
	資本金合計		3,083,385
7	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金 (△は欠損金)		
	当年度未処分利益剰余金	△ 440,736	
	利益剰余金合計		<u>△ 440,736</u>
	剰余金合計		<u>△ 440,736</u>
	資本合計		<u>2,642,649</u>
	負債資本合計		<u><u>23,662,400</u></u>

注記

I 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
構築物	30～50年
機械及び装置	10～20年
車両運搬具	4～5年
工具器具及び備品	4～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
施設利用権	45年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

一般会計の負担により計上しない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給、及びこれに係る法定福利費の支出に備えるため、当該事業年度末における支給見込額に基づき、翌年度の支給見込額のうち当該年度の負担に属する額を計上している。

資本勘定支弁職員の引当金3,120千円については、資産の取得価額に加えることにより計上し、後年度当該資産の減価償却費として費用化することとし、引当金計上時には費用処理しない。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっている。

II 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は6,815,570千円である。

Ⅲ セグメント情報の開示

江南市下水道事業会計は、下水道事業のみを運営している単一セグメントのため、記載を省略している。

Ⅳ その他の注記

引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和7年度において、期末手当、勤勉手当として19,039千円を支給、及びこれに係る法定福利費として3,514千円を支出する予定であるため、賞与引当金を損益勘定支弁職員分として3,699千円、資本勘定支弁職員分として3,059千円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金

令和7年度において、債権の不納欠損による損失を200千円計上する見込みであるため、貸倒引当金200千円を取り崩すこととする。

令和7年度江南市下水道事業会計補正予算事項別明細書
 収益的収入及び支出
 収入

1款 下水道事業収益

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	下水道事業収益		1,259,485	9,713	1,269,198		
	1	営業収益	491,129	△ 43	491,086		
		2 他会計負担金	43,583	△ 43	43,540	1 他会計負担金	△ 43
	2	営業外収益	768,355	9,756	778,111		
		1 他会計負担金	253,223	△ 340	252,883	1 他会計負担金	△ 340
		2 他会計補助金	162,157	9,532	171,689	1 他会計補助金	9,532
		5 消費税及び 地方消費税 還付金	106,799	564	107,363	1 消費税及び 地方消費税 還 付 金	564

[単位: 千円]

説	明
一般会計人件費負担金	
一般会計負担金	
一般会計補助金	
消費税及び地方消費税還付金	

支 出

1款 下水道事業費用

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節			
款	項	目				区 分	金 額		
1	下水道事業費用		1,299,030	△ 2,145	1,296,885				
	1	営業費用	1,114,739	△ 2,145	1,112,594				
		4	総係費	103,647	△ 2,097	101,550			
						1	給 料	△ 1,529	
						2	手 当	△ 167	
						3	賞与引当金 繰入額	△ 53	
						5	法定福利費	△ 368	
						32	負 担 金	20	
		5	排水設備費	14,224	△ 48	14,176	5	法定福利費	△ 48
		6	減価償却費	616,969		616,969			

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★
		以下、政策的事業
〔人件費等〕	△ 2,087	
1 給料	△ 1,529	〈特定財源〉
2 手当	△ 167	そ △43千円 一般会計人件費負担金
扶養手当	159	補正後7,378,000円－補正前7,421,000円
地域手当	△ 96	そ △292千円 一般会計負担金
住居手当	△ 180	補正後8,456,000円－補正前8,748,000円
通勤手当	26	
時間外勤務手当	△ 1	
期末手当	△ 7	
勤勉手当	△ 188	
児童手当	120	
3 賞与引当金繰入額	△ 53	
賞与引当金繰入額	△ 46	
法定福利費引当金繰入額	△ 7	
5 法定福利費	△ 338	
職員共済組合負担金		
〔下水道経営事業〕	△ 10	
・ 企業会計経理事務		
5 法定福利費	△ 30	
社会保険料等	△ 12	
労働保険料	△ 18	
32 負担金	20	
水道部長人件費負担金		
〔排水設備関連事業〕	△ 48	
5 法定福利費	△ 48	〈特定財源〉
社会保険料等	△ 32	そ △48千円 一般会計負担金
労働保険料	△ 16	補正後12,280,000円－補正前12,328,000円
〔下水道経営事業〕		
・ 企業会計経理事務		(財源更正)
		〈特定財源〉
		そ 9,532千円 一般会計補助金
		補正後171,689,000円－補正前162,157,000円

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

1款 資本的収入

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節	
款	項	目				区 分	金 額
1	資本的収入		2,077,103	22,300	2,099,403		
	1	企業債	1,594,500	16,500	1,611,000		
		1 企業債	1,594,500	16,500	1,611,000	1 建設改良費の 為の企業債	16,500
	5	補助金	268,280	5,800	274,080		
		1 国庫補助金	268,280	5,800	274,080	1 汚水管きよ 整備費交付金	5,800

[単位:千円]

説	明
公共下水道事業債(汚水)	
社会資本整備総合交付金(下水道事業)	

支 出

1款 資本的支出

科 目			補正前の額	補 正 額	計	節			
款	項	目				区 分	金 額		
1	資本的支出		2,394,732	33,594	2,428,326				
	1	建設改良費	1,650,673	22,107	1,672,780				
		1	汚水管きよ整備費	563,630	22,107	585,737	1	給 料	△ 11
							2	手 当	△ 1,329
							5	法定福利費	△ 118
							24	工事請負費	13,451
							28	補 償 金	10,114
	2	企業債償還金	743,059	11,487	754,546				
		1	企業債償還金	743,059	11,487	754,546	53	企 業 債 償 還 金	11,487

説		明
事	業	備 考
		★★★★★ 政策的事業 ★★★★★ 以下、政策的事業
[人件費等]	△ 1,458	
1 給料	△ 11	
2 手当	△ 1,329	
扶養手当	△ 337	
地域手当	△ 24	
住居手当	△ 504	
通勤手当	△ 4	
時間外勤務手当	△ 203	
期末手当	△ 138	
勤勉手当	△ 119	
5 法定福利費	△ 118	
職員共済組合負担金		
[管きよ布設事業]	23,565	
24 工事請負費	13,451	〈特定財源〉 国 5,800千円 補正後191,440,000円×1/2－補正前179,840,000円×1/2
舗装復旧工事費(社会資本整備総合 交付金事業)		地 16,500千円 [社会資本整備総合交付金事業(下水道事業)] 補正後(191,440,000円－95,720,000円)×90% －補正前(179,840,000円－89,920,000円)×90%
28 補償金	10,114	[単市事業] 補正後(526,175,000円－191,440,000円)×95% －補正前(502,610,000円－179,840,000円)×95%
地下埋設物等移転補償費(社会資本 整備総合交付金事業)		舗装復旧工事費 補正後67,715,000円－補正前54,264,000円 地下埋設物等移転補償費 補正後33,001,000円－補正前22,887,000円
[下水道経営事業]	11,487	
・企業債償還(元金)事業		
53 企業債償還金		補正後754,546,000円－補正前743,059,000円